

本市の政策展開から①

この四月に設置された川崎市人権オーブズ・バーソンの設置について、

オーブズ・バーソンからご寄稿いたたくとともに、区の情報を地図上で共有する視点から、

市民とともに策定作業を進めた麻生区地区カルテについて取り上げています。

また、金融環境の急激な変化の中で、自治体における資金運用及び財源調達をどうすべきか、川崎の取り組みを紹介するとともに、市町村シンポジウム・ワークショップの内容について、報告を行っています。

川崎市人権オーブズ・バーソン制度 がスタートして

川崎市代表人権オーブズ・バーソン

目々澤富子



今年四月一日より川崎市人権オーブズ・バーソン制度が発足し、五月一日より人権侵害に関する相談や救済申立ての受付を開始した。電話・面接相談の受付業務は、月・水・金曜日の午後一時から午後七時及び土曜日の午前九時から午後三時となっている。

これを、二人の人権オーブズ・バーソンと四人の専門調査員とで対応している。業務開始三ヶ月後の七月三日現在での受付件数は、相談の件数が二三三件、救済申立ての件数が一〇件、合計で二四二件である。

取り扱い事案の管轄は、いじめや虐待など子どもの人権侵害とドメステック・バイオレンス（DV）やセクシュアル・ハラスメント（セクハラ）など男女平等に関わる人権侵害であるが、管轄外の相談も飛び込んでくる。そのような相談も、そのまま断ることはず、相談者の意図を汲んで、管轄外であることを断つた上で、適切と思わ

れる情報を調べてから情報提供をするようになっている。人権オーブズ・バーソンに相談に来る人は、困難な状況に直面し、傷ついて来るのでから、暖かく親切な場所であることを心がけている。

相談受付件数の内訳は、子どもの人権が一三〇件、男女の人権が七二件、その他が三〇件である。あらかじめ学校などで子どもの相談電話を記載したカードを全ての子どもと教職員に配つたこともあり、五月の受付開始当時は子ども本人からの相談が多くなったが、その後市政だよりの一面で大きく紹介してもらい、男女の人権に関する相談も増加している。

管轄外の事件は様々であるが、主なものに、近隣トラブル五件、職場のいじめ二件、ひきこもり二件等がある。

子どもの人権相談での相談者の内訳は、本人からの直接の相談が六九件で、その他三件、その他の親族が六件、知人六件、施設職員等五件である。相談の内容は、いじめ二件となっている。男女の人権の救済申立て四件は、すべて本人申立てであり、

めが五六件、虐待一四件、友人ができない四件、不登校三件、その他友人関係の悩み等が五三件である。

男女の人権相談での相談者の内訳は、本人が六〇件、母親一件、父親一件、その他親族六件、保健師一件、近隣二件となっている。相談の内容は、DV三七件、セクハラ八件、離婚九件、家族問題四件、ストーカー五件、その他九件である。

管轄外の事件は様々であるが、主なものに、近隣トラブル五件、職場のいじめ二件、ひきこもり二件等がある。

救済申立ては一〇件あり、子どもの人権が六件、男女の人権が四件である。子どもの中立が二件、母親からの申立てが三件である。内容は、いじめ三件、虐待一件、その他二件となっている。男女の人権の救済申立て四件は、すべて本人申立てであり、

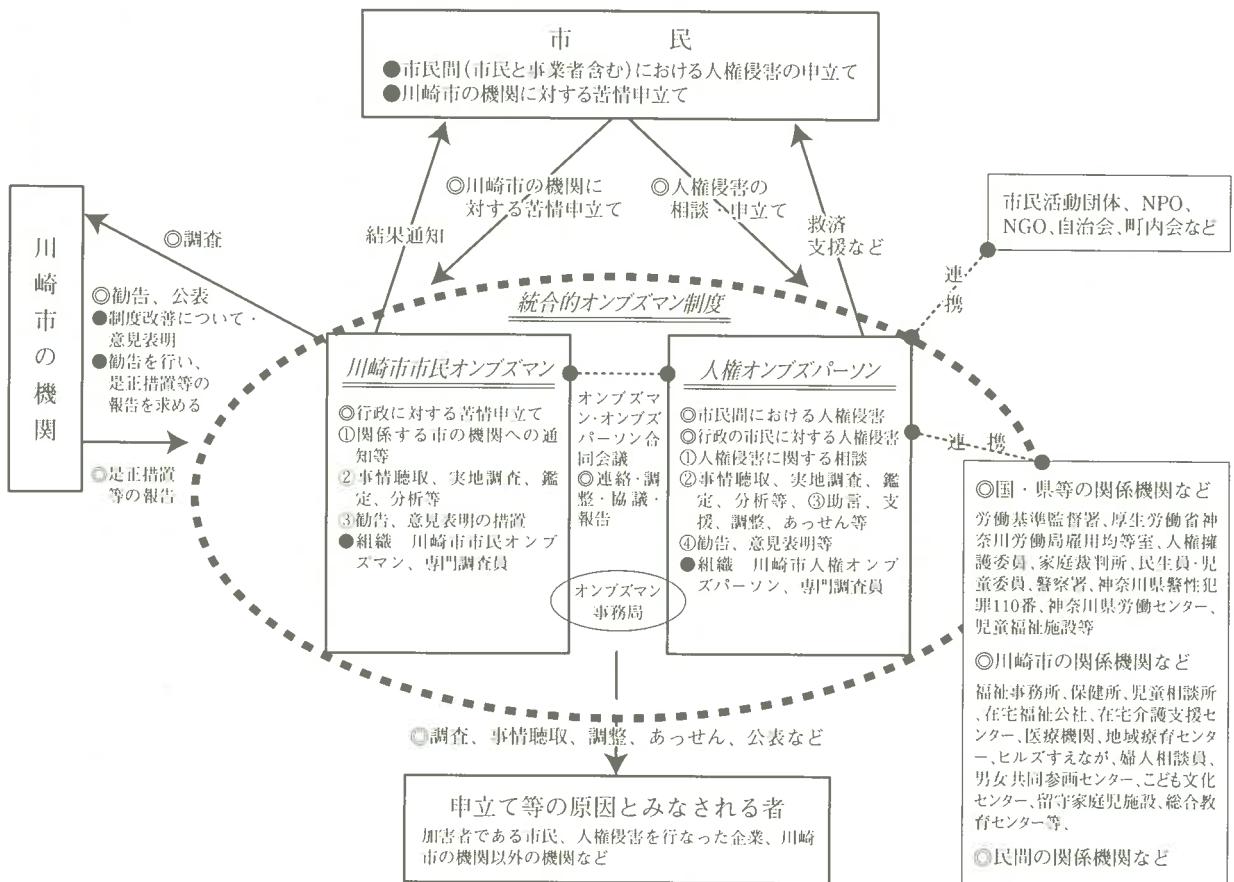
内容は、DV二件、セクハラ二件である。電話相談では、子どもと男女の相談は別々の電話を受け付けているが、当番として担当する専門調査員は一人であり、一人で両方の電話に対応する。四人の専門調査員は、週に一回電話相談担当日が一応決まっているが、執務日に面接相談の予約や外部への調査等が入ることもある。日によつて件数に波があるが、決められた当番だけでは対応しきれないこともある。そのような場合は、対応可能な別の専門調査員が受けれるなど、早くも人員が不足している状況になつている。又、記録の整理に時間がかかり、自宅で記録を作成したりしている。

多くの相談は電話相談で終了しているが、子ども本人から、当初元気のない声でかけられて来ても、アドバイスをして電話を切るころには、明るい声が帰つてくることが多い。電話相談自体が、救済そのものの重要な手段であることを実感させられている。子どもたちの電話の中では、公衆電話などからかけたくなることも多く、「切れる、切れる」という声がして電話が切れたこともある。子どもにとっては、電話代だけでなく、小銭やカードなどの準備が必要なことも相談する際の負担となつており、子どもの電話だけでもフリー・ダイヤルにすべきではないかと思つている。

男女の人権に関する相談は、法的な問題や複雑な人間関係が絡むことも多く、たとえ救済申立てにまでは至らなくても、電話相談の後、面接相談が必要になることも多い。これまでの活動で、最も実感させられているのは、児童相談所、保健所、婦人相談所、民生委員・児童委員、警察等関係諸機関との連携がうまくいっていることである。

これこそ、条例に基づいて、行政がつくつた救済機関であることの最大の長所であると思われる。

川崎市におけるオンブズマン制度のイメージ（川崎市市民オンブズマンと川崎市人権オンブズパーソン）



まだスタートしてから間もないころ、我が家を虐待しそうで怖い、という電話がかってきた。夫が出張の時などに不安がつ

ていたこともあり、すぐにタクシーで母子を迎えに行つた。母親と子どもの様子から、子どもは母親が思っている以上に安心して母親に抱かれており、母子分離はかえってよくないと判断した。そのため、母子と一緒に保護できる施設に連絡し、一晩保護してもらつた。翌日以降、夫や本人から希望を聞き、母親が不安な時にいつでも相談できる体制をどうするか検討した。本人たちの承諾を得た上で、保健所と地域の児童委員に連絡をとり、社会資源によるサポート体制を組んだ。

公立中学校でのいじめについての救済申立事案では、申立人に対するいじめだけではなく、授業中にロケット花火や爆竹が爆発し、安心して授業に集中できない、という申立てがあつた。このような事案では、加害者とされている生徒達を無理に謝らせようとしても解決しない。我々は一方を加害者として固定した決めつけはせず、問題を抱えている生徒に対し、精神的支援をする中で信頼関係を築くことで根元的な解決をはかるうと考えている。そのためには生徒達に直接接觸することが不可欠なので、人権オンブズパーソンは学校に「加害者」とされている子ども達の親を集めてくれるよう頼み、人権オンブズパーソンの考え方を説明する機会を得ることができた。本件は未だ継続中であるが、警察との連携も図りながら、今後は子ども達に会い自分を大切にすることや社会ルールの厳しさを伝え、夏休み中に刑事件の法廷傍聴などを予定している。

公立中学校でのいじめについての救済申立事案では、申立人に対するいじめだけではなく、授業中にロケット花火や爆竹が爆発し、安心して授業に集中できない、という申立てがあつた。このような事案では、加害者とされている生徒達を無理に謝らせようとしても解決しない。我々は一方を加害者として固定した決めつけはせず、問題を抱えている生徒に対し、精神的支援をする中で信頼関係を築くことで根元的な解決をはかるうと考えている。そのためには生徒達に直接接觸することが不可欠なので、人権オンブズパーソンは学校に「加害者」とされている子ども達の親を集めてくれるよう頼み、人権オンブズパーソンの考え方を説明する機会を得ることができた。本件は未だ継続中であるが、警察との連携も図りながら、今後は子ども達に会い自分を大切にすることや社会ルールの厳しさを伝え、夏休み中に刑事件の法廷傍聴などを予定している。

DV事案でも、離婚が最良の解決策であると判断される場合、離婚条件には通常金銭的条件が含まれる。DVについての救済申立事案で、当事者間で離婚条件についての合意がえられ解決が図られるものもある。一方、激しいDV事案として近隣から騒音の問題として相談がありながら、本人が頗るに苦慮している事案もある。

人権オンブズパーソンが業務を開始してから三ヶ月、未だ手探りの状況である。市民に信頼され、救済の実効性を図るために苦慮している事案もある。

地図による基礎的情報の共有に向けて 麻生区地区カルテの作成について

麻生区役所区政推進課まちづくり推進担当

井川秀雄

地区カルテとは、地域の課題を探りその解決策を得るため、まちづくりの基礎となる情報を図やグラフによって取りまとめたものである。本市においては、一九七六年

に各区ごとの「地区カルテ・地域環境図集」を作成、随時更新してきたが、一九八八年を最後に現在まで更新されていない。そのため、時間の経過とともに情報自体が古くなり、更新の必要性が指摘されていた。

そこで麻生区では、平成二三年度「区パートナーシップまちづくり事業（注1）」として、市民と行政のパートナーシップにより地域の生きた情報を調査し、その活用を図るため、「麻生区地区カルテ」を作成した。

今回の事業の主眼は市民参加で作成したところにある。地区カルテに掲載されている項目は、一部アンケートなどを実施しているものの、ほとんど既存の情報を活用している。しかし、地区カルテの資料作成を通じ、実際に地域の情報などを市民自身が調査し、自らの体験としてその作成手法を学んだということの意義は大きい。今後のまちづくり活動や「都市計画マスタープラン麻生区構想区民提案（注2）」策定にあた

つての活用も期待されるところである。

であった。

議論の土俵としての基礎的情報

「まちづくり」という命題は余りにも幅広く、人によって「よいまち」のイメージや考え方は異なるため、多くの区民の意識や価値観を一致させることには困難がつきまとう。そこで必要となるのが議論の土俵となる基礎的情報の共用化ではないだろうか。—それぞれの感覚にのみ頼ることなく、正確な情報を把握し、それを共通の土台として客観的な議論を重ねること—このことが合意形成への端緒になると思われる。

また、机上論に終始することなく実際汗をかくこと、体験や課題の共有、何かを一緒にくぐり抜けてきたという感覚、それが人と人の間になんらかの親密な関係を築いてくれる。これがこの間私たちが市民とともにまちづくりにたずさわる中で得た一つの公式である。「地区カルテ調査作成委員会」のメンバーを募る際、「うるさいほどに『検討』ではなく『作業』中心であることを強調したのは、こうした理由から

作成過程

地区カルテには、区内の産業特性や土地利用の状況、道路と交通の状況など多彩な情報が掲載されているが、今回のレポートではそれら個々の項目を詳述するのではなく、区民参加による作成という視点からその過程を振り返りたい。

作成に関わった市民は、「麻生まちづくり会議（注3）」から選出された一四名の「地区カルテ調査作成委員会」委員である。各委員は、作成項目別に土地利用関連グループ、コミュニティ関連グループ、交通関連グループの三つのグループに分かれ、それぞれ作業に取り組んだ。

各グループは、基本的に平成二三年一月から平成二四年三月まで、計一〇回にわたる委員会においてワーキング方式での作業を進め、その他必要に応じてアンケート調査及び現地調査などを行った。また、最後には各グループの成果について意見交換を行うため、発表会を開催した。

(1) 土地利用関連グループ

このグループでは、事務局で用意した作業手順が検討過程で二転三転し、最終的に当初選択した項目とは異なる成果品を作成したという、他のグループにはない特徴がある。

当初、作成項目として①ミニ開発状況図、②緑化施策別緑の状況図、③等高線図・地形解析図を選択。各委員とも麻生区における緑地の減少と開発の進行に対する危惧を抱いていたことから①の作成に重点を置き、他の項目は余裕があれば行うこととされた。

事務局としては位置指定道路（注4）のプロットを行うことで①を作成することを予定していたが、果たしてそれだけの作業で開発が進行している地域を図示できるのか、また、開発が起こりうる地域をモデル的に抽出し、その地域の土地利用の特性を分析・類型化することで、区内の同様な特徴を持つ地域にも適用できなかといふ意見が出され、機械的に位置指定道路をプロットするだけではなく、その箇所が多い地域を無秩序なミニ開発が進行している地域として選定し、詳細分析を試みることとした。

そこで「下麻生・早野地区」をモデル地

委員会として第一番目に行つたことは、この地域を知るために何が必要かという掲載項目の選択である。また、実際に自分たちで調査・作成する項目については、事務局からあらかじめ示された一九項目からグループごとに「三項目を選定し、作業時間との関係で優先順位をつけてから作業に取り組んだ。

以下は各グループの作業経過の概要である。

区として現地調査したところ、「ミニ開発でも良好な宅地を形成している場合もある」「市街化調整区域内の資材置場に廃棄物などが放置されている」などの発見があり、作業方針をもう一度見直し、「ミニ開発にとらわれることなく、地区の全体的な詳細分析を行う」とこととし、さらに開発関連、緑関連、道路関連の小グループに分かれて作業することになった。

その後、それぞれ作成した図面を重ね合わせ、「下麻生・早野地区」の課題について分析作業を行う段階にまではいたったが、時間的な制約から麻生区全体の土地利用形態分類図を作成することはできなかつたため、土地利用関連グループとしては、「下麻生・早野地区の課題図」を最終的な成果品とし、頒布版の地区カルテには掲載しないということで合意された。

(2) コミュニティ関連グループ

このグループが作成したのは①最寄り品・②子どもの遊び場分布図、③高齢者コミュニティ施設分布図の三点である。
〔注5〕図、(2)子どもの遊び場分布図、(3)高齢者コミュニティ施設分布図の二点である。

このグループが作成したのは①最寄り品とし、頒布版の地区カルテには掲載しないといふことで合意された。

作成作業の中心はアンケートを基にしたOD(起終点)調査であった。短期間でアンケート内容の検討からその結果についての分析及び分布図の作成まで行う必要があり、委員会の時間内で処理しきれない部分については、各委員が自らの時間を割いて作業に取り組んだ。

今回のアンケート調査については、サンプル数が少ないことやアンケート配布先に偏りがなかつたなど、まちづくりの基礎的資料として適切かどうかということを疑問視する声もあつたが、完成した分布図をみて、それぞれの課題を視覚的に把握する効果を知ることができたのは大きな成果であった。

(3) 交通関連グループ

このグループが作成したのは①幅員別道



「麻生地区カルテ」表紙

それぞれデータ化したものが地区カルテの三五、三七、三八ページに掲載されている。これらを作成した目的は、①については、区内における区民の買い物行動の範囲及び動向について調査することにより、行動範囲に応じた将来的な交通体系の方針、商業拠点のあり方などの検討を行う上で基礎的資料とすること、②については、子どもや遊び場及び活動範囲を調査することにより、子どもが自由に遊びまわれるような安心したまちづくりを行うための方針や将来的な遊び場のネットワークを検討する際の資料とすること、③については、高齢者が日常利用するコミュニティ施設等の分布状況及び動向を調査することによりその活動拠点と範囲を把握し、高齢者の居場所づくりや交通体系の方針などを検討する際の資料とすることなどである。

作成作業の中心はアンケートを基にしたOD(起終点)調査であった。短期間でアンケート内容の検討からその結果についての分析及び分布図の作成まで行う必要があり、委員会の時間内で処理しきれない部分については、各委員が自らの時間を割いて作業に取り組んだ。

さくらの「公共交通空白地図」の次には「駐輪・駐車場状況図」について取り組むこととされていたが、作成した「公共交通空白地図」を有効に活用して分析作業を行うため、バスの本数を調査して「公共交通利便図」を作成するという方針を採用することとなつた。

こうして、交通関連グループでは委員会の時間内に全ての作業を終え、完成した図面を前に作業の労苦を分かち合うことに成功したのである。

路網図、②公共交通空白地図、③公共交通利便図の三点である。それぞれデータ化したもののが地区カルテの四五、四八、四九ページに掲載されている。

このグループは、優先順位一位として選択した「(幅員別) 道路網図」の作成にす

ぐに取りかかつた。構成人数が三人という少數であつたこともその要因の一つかもしないが、他のグループに比べ、「議論より作業」という流れがスタート当初から強く感じられた。次の段階の作業方針についても、作業の中で発見したことを取り入れながら随時変更するという形式で進められたのである。

「道路網図」についても、当初は「幅員別」と「種類別」の二種類を作成することを予定していたが、幅員別の作成に思いのほか時間がかかつたこと、種類別を作成するよりも、第二番目の「公共交通空白地図」を作成することの方が重要であると思われたことなどから、余力があれば「種類別」に取り組むことで合意された。

さらに「公共交通空白地図」の次には「駐輪・駐車場状況図」について取り組むこととされていたが、作成した「公共交通空白地図」を有効に活用して分析作業を行うため、バスの本数を調査して「公共交通利便図」を作成するという方針を採用することとなつた。

作成した図表類が残されていることを付記しておきたい(別表参照)。この中に、参加された市民の労苦の一端を見ることができるからである。

また、これら成果の一方で、地区カルテのよう各種の情報を一つにまとめる際、その調査時点のズレをどのように考え、どのような最新情報を基準に据えて更新を図るのかという課題がある。地域で生活する市民にとっては、何年も前の情報は過去のものでしかなく、色あせて見える場合が多い。また逆に、市民が完全に満足しうる情報を整えることは難しく、市民としてもこれらの情報をどのように捉え、どのように活用するのかという課題が突きつけられているともいえる。今後、市民にとつても行政にとつても、まちづくりの道具の一つとして活用されることを期待し、解決策を探つていき

成果と課題

今回の地区カルテ調査作成作業を通して得られた最も大きな成果は、やはり市民自身が実際に地域の情報などを調査し、自らの体験としてその作成手法を学び、さらに基礎的情報を共有することの重要性を学んだということである。また、市民とともに作成作業に加わった市職員との信頼関係構築もその成果の一つとして挙げられるだろう。また、土地利用関連グループでは、成果品として頒布版の地区カルテに掲載することができなかつたが、ある特定地区的特徴を類型化し、区全体の検証に活用するという特徴的な作業過程が生み出された。この方式は現在進められている「都市計画マスタープラン麻生区構想検討委員会」の検討作業に生かされようとしている。

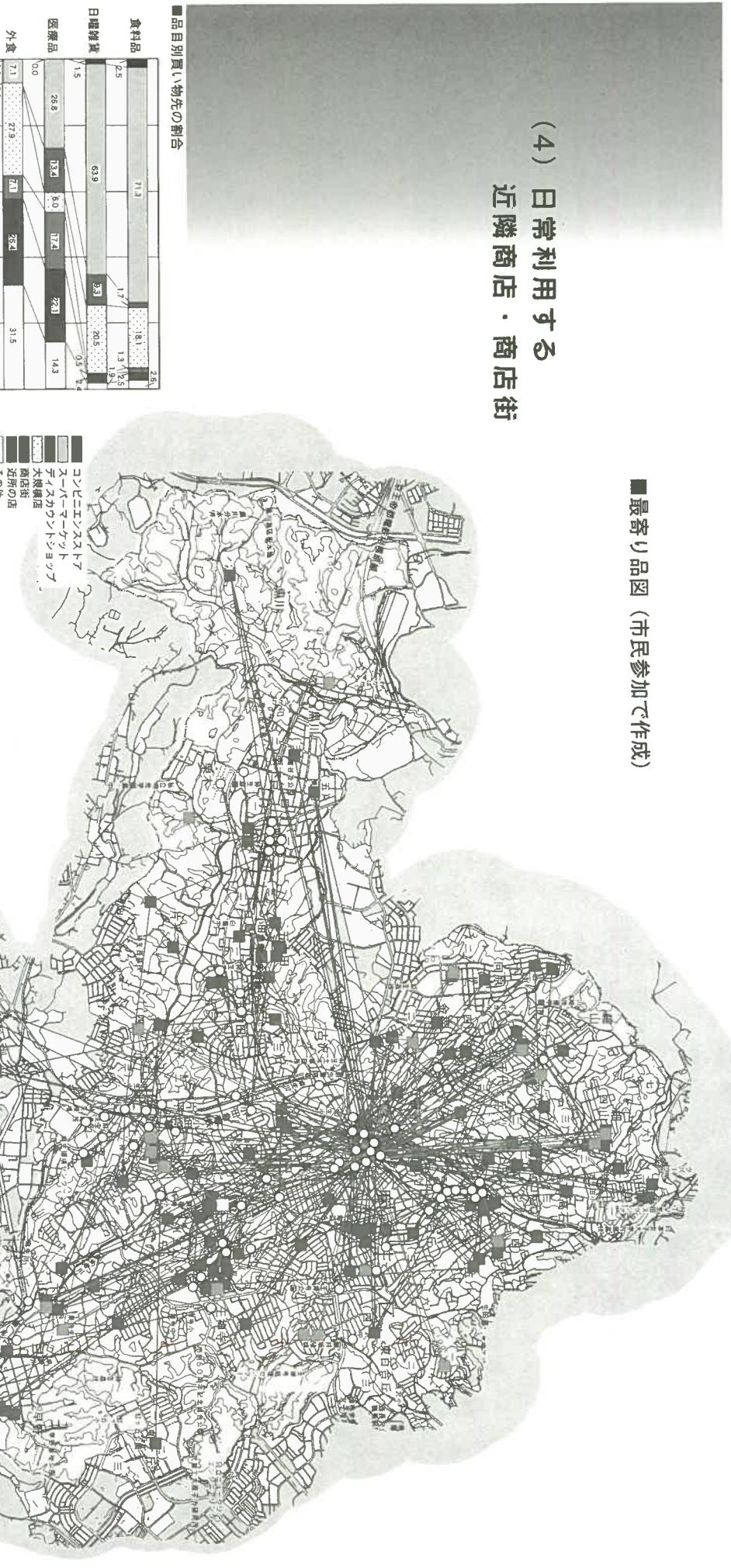
ここで、麻生区地区カルテ成果品として、頒布版の地区カルテのほか、各グループで作成した図表類が残されていることを付記しておきたい(別表参照)。この中に、参加された市民の労苦の一端を見ることができるからである。

また、これら成果の一方で、地区カルテのよう各種の情報を一つにまとめる際、その調査時点のズレをどのように考え、どのような最新情報を基準に据えて更新を図るのかという課題がある。地域で生活する市民にとっては、何年も前の情報は過去のものでしかなく、色あせて見える場合が多い。また逆に、市民が完全に満足しうる情報を整えることは難しく、市民としてもこれらの情報をどのように捉え、どのように活用するのかという課題が突きつけられているともいえる。今後、市民にとつても行政にとつても、まちづくりの道具の一つとして活用されることを期待し、解決策を探つていき

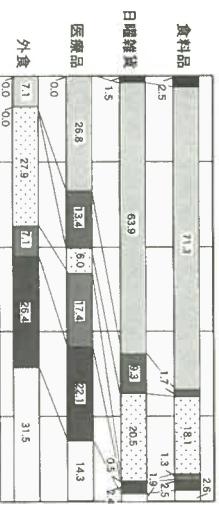
(4) 日常利用する

近隣商店・商店街

■最寄り品図（市民参加で作成）

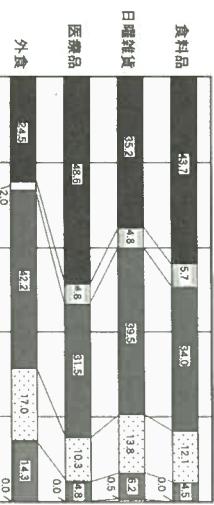


■品目別買い物先の割合



※ 「麻生まちづくり会議」の会員等を対象としたアンケート結果による
集計結果はアンケート回答数136、有効回答数136であった

■品目別買い物先への主な交通手段の割合



※ 「麻生まちづくり会議」の会員等を対象としたアンケート結果による
集計結果はアンケート回答数136、有効回答数136であった

※ 「麻生まちづくり会議」の会員等を対象としたアンケート結果による
集計結果はアンケート回答数136、有効回答数136であった

最後に

具体的な事業施策を立案するには、より詳細な資料及びデータが必要であることはいうまでもない。また、広域的な政策展開が必要とされる場合、麻生区に限定した情報では足りない部分もあるだろう。しかし、帶に短くたすきに長いとしても、価値観の異なる個個人を結びつけ、共通認識の指標とするには十分ではないだろうか。物の価値というものは、それにふさわしい活用をすることによって光り輝く。地区カルテ作成の成果は、今後問われることになる。

注1 区パートナーシップまちづくり事業
本市の基本計画「川崎新時代2010プラン」の第3次実施計画である「新・中期計画」重点計画事業五五に掲げられている事業で、「区づくり白書の提案を実現し、地域に密着したまちづくり事業を推進するため、区役所が主体となって、各事業局と連携し、市民参加手法を取り入れた計画づくりや施設づくりを行う」ものとされている。

注2 都市計画マスター「プラン」麻生区構想
麻生区では、平成一四年七月に「都市計画マスター」プラン麻生区構想検討委員会」を設置し、麻生区構想区民提案づくりをスタートさせた。今後約一年半かけて区民提案づくりに取り組む。地区カカルテ調査作成委員会のメンバー「全員が検討委員として参加している。

注3

麻生まちづくり会議
市民が行政と協働して麻生区の住み良いまちづくりを進めため、平成一四年二月に設立された麻生区のまちづくり推進組織である。平成一四年七月現在の会員数は一二三名であり、各会員は「福祉」「生活・コミュニティ」「緑・環境」の各専門部会に所属するほか、広報部会、区民活動支援部会、議員会に所属し、具体的なまちづくり活動に取り組んでいる。

注4

位置指定道路
土地区画整理などによらない建築基準法上の道路として指定を受けた私道のこと。小規模開発時に設置された場合が多く、その開発の目安とされている。

注5

最寄り品
生鮮加工食品、日用家庭用品など、自宅から手近な場所で買いたい求める商品のこと。

■地区カルテ成果品一覧

グループ名	成果品名	数量	作成原図
土地利用関連グループ	早野・下麻生地区の課題図 検討フローと位置図	計7枚	
	現調写真	1枚	
	みどりの現況図	1枚	1/2,500地形図
	計画的開発と規制の現況図	1枚	1/2,500地形図
	道路網の現況図	1枚	1/2,500地形図
	都市計画の総括図	1枚	1/2,500都市計画図
	土地利用現況図	1枚	1/2,500土地利用現況図
	最寄り品図	計9枚	
コミュニティ関連グループ	最寄り品図1 (女性 30歳以上60歳未満)	1枚	1/10,000地形図
	最寄り品図2 (女性 60歳以上80歳未満)	1枚	1/10,000地形図
	最寄り品図3 (男性)	1枚	1/10,000地形図
	日常の買い物に関するアンケート1	1枚	
	日常の買い物に関するアンケート2	1枚	
	日常の買い物に関するアンケート3	1枚	
	日常の買い物に関するアンケート4	1枚	
	日常の買い物に関するアンケート5	1枚	
	日常の買い物に関するアンケート6	1枚	
	子どもの遊び場分布図	計5枚	
交通関連グループ	子どもの遊び場分布図1 (平日)	1枚	1/10,000地形図
	子どもの遊び場分布図2 (休日)	1枚	1/10,000地形図
	子どもの遊び場についてのアンケート1	1枚	
	子どもの遊び場についてのアンケート2	1枚	
	子どもの遊び場についてのアンケート3	1枚	
	高齢者コミュニティ施設分布図	計5枚	
	高齢者コミュニティ施設分布図1 (男女 65歳以上70歳未満)	1枚	1/10,000地形図
	高齢者コミュニティ施設分布図2 (男女 70歳以上75歳未満)	1枚	1/10,000地形図
	高齢者コミュニティ施設分布図3 (男女 75歳以上)	1枚	1/10,000地形図
	高齢者の居場所に関するアンケート1	1枚	
	高齢者の居場所に関するアンケート2	1枚	

川崎市における資金運用及び財源調達の課題と方向性

収入役室出納課収入役室指導係

広岡真生

本年四月に定期性預金におけるペイオフ

(元本二、〇〇〇万円とその利息のみが保護される制度)が解禁され、自治体における資金運用体制の見直しが迫られている。

竹中金融相による総合デフレ対策の決定過程を見ると、金融政策が小泉内閣の最重要課題であることはまちがいなく、最終的な決着を見るまではまだしばらく時間がかかりそうである。

現段階でいえることは、平成八年の金融ビッグバン構想以降、さまざまな制度改正が行われており、市場規律の導入は金融機関のみならず、自治体の資金管理にも大きな影響を及ぼしているということである。

ペイオフ完全解禁の二年延期が決まつたわけだが、自治体を取り巻く金融情勢は決して後戻りすることはないであろう。これは、護送船団方式のぬるま湯に漬かってきた金融機関と、その金融機関との間で蜜月を謳歌してきた自治体の双方に変革を迫ることに他ならない。

この稿では、今後自治体が直面するであろう資金運用や調達の問題について述べていきたい。

本市のペイオフ対策

本年三月の本市議会においても、ペイオフ解禁に関する多数の質問をいただいた。

預金に対する保護がなくなることで、間接金融中心の日本社会に与えるインパクトは大きく、マスコミをはじめ世間の耳目を集めたわけである。

本市におけるペイオフ対策は、平成一

年一月に設置した「川崎市公金預金の保管に関する検討会」において進められ、昨年一月に検討の結果が報告書としてまとめられている。その後、この報告書の方針に基づき「川崎市公金の保管及び運用に関する方針」を策定、安全性を第一に据えた資金運用の大方針が定められた。

地方自治法施行令第一六八条の六【歳計現金の保管】には、公金の保管法を「指定

金融機関その他の確実な金融機関への預金その他の最も確実かつ有利な方法」と定め

ており、そもそも金融機関の破綻は想定されていないことがわかる。このため、これまでの自治体における資金運用の手段は、

ことで、金利上昇リスクへの対応を行つてゐる。

一方、預入れ先金融機関の破綻リスクについてであるが、いくつかの自治体においては格付け、株価、預金量の推移などを分析した上で、預入れ先金融機関の選別を行つてゐるようである。東京都では、金融専門家による公金管理委員会の助言により上記の分析を行つた結果、外国銀行を運用先とした点が話題となつた。

本市においては、日本格付研究所の専門家によるアドバイスを受けながら、格付け、株価の推移はもちろん、半期ごとの決算情報収集・分析している。金融機関の分析で多くの自治体が直面している問題は、信金・信組をはじめとする地域金融機関のほとんどが株式や債券を発行しておらず、そのため格付けも取得していないことにある。

つまりディスクロージャー誌などから得られる情報をもとに、自らの責任において判断せざるを得ないわけである。本市もこの例に漏れないが、これを補完するために各金融機関の財務担当者などに直接ヒアリングを行つて、ヒアリングのポイントは、経営状況の経年変化と今後の見通し、リスク管理への体制づくり、預金量の変化などである。

これらの作業を行つた上で、いくつかの財務諸表を評点化し、預金限度額の設定や、預入れ期間の決定を行い、健全性に応じた預金先の選別をしている。

資金の調達

債券購入をするにあたつては、発行元が破綻する危険の考えにくい国債、政府保証債、地方債に種類を絞り、途中売却を行わない満期保有とし、また、毎年一定額が償還を迎えるラダー型ポートフォリオをくむ

以上が本市における運用の現状であるが、金融情勢の変化は、資金の調達においても

影響を及ぼしている。

本市がすでに発表した行財政改革プランでも明らかなように、今後数年間の税収の伸びは期待できる状態はない。一方、長引く不況と株価の低迷、ベイオフ解禁の影響もあって、金融市场における安全志向はどうまるところを知らない。行き場を失った

資金がリスクの低い債券に集中していることもある、昨今の地方債に対する人気是非常に高く、資金の調達環境としては好ましい限りである。

こういった環境の中、自治体によるIR（インベスター・リレーション、投資家向け説明会）への要望が高まっており、すでに東京都、札幌市などが実施している。本稿の前半部分では、資金運用サイドの視点から預金先金融機関の財務分析について述べたが、今度は逆に資金調達サイドとして、本市の詳細な財務情報の公開が求められるわけである。

今年度から始まった地方債の発行に関する二ステップ方式（発行量が多く流動性高い東京都債と、それ以外の自治体の債券で発行条件に差をつける方式。これまで一律同条件であった）は、多少の曲折は予想されるものの、近い将来、完全にそれぞれある。そうなった場合には、前述したIRの巧拙が調達条件に大きな影響を及ぼすことは間違いない。

現在多くの自治体で取り組みが進んでいるバランスシートの作成などは、市場に対するIRの資料としては必須のものとなるだろう。こういった財政状況の厳しい時代だからこそ、民間の企業会計に習い、現状の把握や今後の見通しに関する詳細な説明

も必要になるであろう。予算制度、行政評価制度に加え、公会計制度全般の見直しが迫られている理由もここにある。

ミニ公募債の動き

資金調達の最近の動きでもうひとつ注目したいのは、「ミニ公募債」「愛県債」といった、福祉施設の建設などにその用途を限定した個人向け地方債の発行である。

九月四日に発行された「東京都再生都債」は、発行後わずか八〇分で一〇〇億円を完売した。空前の株安というタイミングのよさも幸いしたが、ここで注目すべきは、自分の住む（または勤める）地域の施策に、投資という形での参加の道を開いた点である。ここで重要なのは、自治体に対する信頼感の形成である。財政運営の健全性や、情報公開に対する姿勢のみならず、調達した資金使途の妥当性や、その政策の決定過程におけるプロセスの透明性など、まさに行政運営のあり方そのものが問われるわけである。

本市の取るべき対応

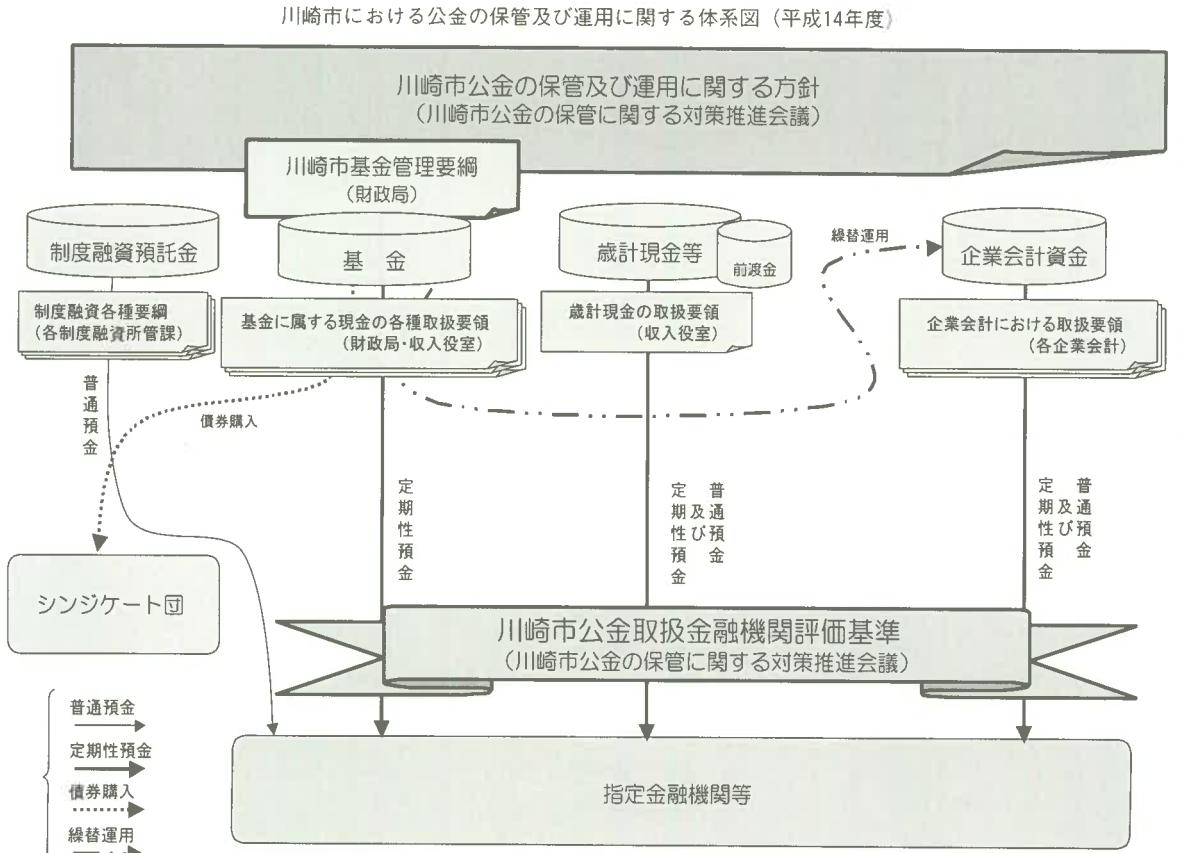
このように、現在の自治体を取り巻く金融情勢は、これまでにない速さで変化しており、金融機関や、金融市场との関係はますます重要性を増していくこととなる。今後は、より一層の財政情報開示と説明責任が求められることとなり、金融情勢の変化に応じた的確な判断力も必要となる。

そこでの大切なキーワードは「自己責任」である。金融の専門家によるアドバイスも助言の域を出ることはない。結局は最終的

な決断と、その結果に対する責任を、本市自らがとることとなり、その覚悟が必要である。本市が今後取り組むべき課題は、さまざま金融情勢下における判断能力の向上を

実行するといった視点を欠かすことはできない。

図ることであり、幅広い金融知識を持つた職員の育成を行うことである。このためには、本市のトータルでの金融施策を立案し、



第15回 市町村シンポジウムワーキショッピング

お金から考えるコミュニケーション

学生時代の市役所イメージと、入社後の川崎に対する思い

川崎区役所田島福祉センター

・高津区役所区民福祉部福祉課

岩村史紀

・中原区役所区民福祉部福祉課

野和田将太

小島健太郎

・中原区役所区民福祉部福祉課

市町村シンポジウムが本年で一五回目と

言う節目を迎え、二月六、七日の二日間に

わたって「地域発まちの姿、国のかたち」を題し開催された。この全体の内容については、「第一五回市町村シンポジウム報告書『地域発／まちの姿、自治のかたち』」で紹介されているのでそちらを参照していただきたい。ここでは、私たちも大学生スタッフとして参加し、二日に中小企業婦人会館にて行われたワークショップ「お金から考えるコミュニケーション」について紹介したい。

まず、準備段階の様子やテーマ決定に至るまでの経緯について述べ、次に、当日の概要、そして会を振り返っての難感と今後の提案について述べていく。その中で、四月から実際に川崎市の職員になつて、学生と職員、それぞれの立場で感じる相違点についても述べていきたい。

学生の入った画期的なスタッフ

ワークショップといって何を思い浮かべるだろうか。私たちがこの会を知った時は、まだ大学四年生であったが、何となくおもしろそう、どんな職員がいるんだろう、行政と市民が参加した会をゼロから作りあげてみたいという興味からスタッフとして参加しようと決めたのである。若い職員から四〇代くらいの職員、川崎市民、そして学生まで二〇人位のバラエティ富んだ構成で一〇月下旬に一回目の会合は開かれた。その中で学生は八人程参加したが、自分の思ったことを臆せず発言し、また職員はそんな私たちを暖かく迎えてくれた。何やらこれまでの一四回の中でも学生がスタッフとして入った準備段階から参加したのは始めてのようなのだ。その後は一ヶ月に二回程度、夜、市関係の施設に集まって準備のための会合が行われた。

テーマについては各自案を持ち合いプレゼンテーションによって決めていった。スタッフの中で最も共通した問題意識が、「税金をはじめお金の流れが見えにくい、関心がない、お金が必要なところに流れていないう」といったお金に関することであつた。同時にこのお金を使ってコミュニケーションを活性化することは考えられないかという欲張りな意見も出てきた。遙々として進まない議論に対する葛藤など様々な課題をクリアしながら、難産の末生まれてきたテーマが「お金から考えるコミュニケーション」だつたのである。

シンポジウム当日

司会も学生に任せようということで今回分筆している岩村が司会の一人として抜擢された。学生に経験させようという職員の心意気が嬉しくもあり、またそこが何事に山町でも、都市化の進展の中で人々の結び

もトライしてみようという川崎らしさを感じた。当日は八〇人を超える方々に参加していただき、自治体関係者だけでなく、会社員、主婦、また遠く北関東から来ていたいた方もいた。大変うれしいことであった。

午前中は、地域社会におけるお金の循環の問題点を認識していただくため、まず四名の市民活動家の方々にお話をいただいた。まず、コミュニケーションビジネス研究所所長、細内信孝氏からは、雇用の創出の視点から、コミュニケーションビジネスについてお話をいただいた。経済のグローバル化が進展し、大競争時代の到来が叫ばれ、これに対応した経済システムが構築されてきたが、現在面しつつある高齢化、要介護者の増加、社会保障制度の破綻など社会問題に対して適切な対応策を提示できない状況にある。こうした中で、社会問題を解決し、大競争と共存しうるような地域社会における相互扶助の仕組み、お互いの顔が見える中でビジネスが成り立つような「新しい経済」の仕組みをつくっていくことが求められている。その仕組みの構築にあたつて、人々は会社社会だけでなく、地域社会の一員として生きていく必要があり、こうした一つの手段がコミュニケーションビジネスであり、雇用を創出し地域の交流の活発化に貢献する。

こうしたお話の中では、資本主義社会の中での経済循環の必要性は依然として大きいが、これと共に存する「新しい経済」、最近の言葉を使えば「ボランタリーエコノミー」を構築していく必要性を感じた。

次に、北海道栗山町、宮本孝之氏からは、栗山町で実験されているエコマネー・クリンについてお話をいただいた。北海道の栗山町でも、都市化の進展の中で人々の結び

つきが希薄になりつつある。特に、高齢化が顕著となりつつある中で、その雪下ろしの手伝いなど、地域の人々で少しづつ助け合う相互扶助の仕組みを構築したいとの思いから、エコマネーと言う地域通貨を媒体に地域社会でお互いに助け合う循環システムの構築を進め、徐々にその成果が見えるようになってきた。地域でのみ使えるエコ

マネー 자체は、「地域を閉じる」といった感じが強いが、その中で人の顔が見えてくることの重要性を実感した。

そして、不登校の子どもを支援する活動を行っている「フリースペースたまりば」の西野博之氏からは、子育ての責任を両親だけが担い、問題があると親を責め立てるという社会状況の中で、両親及び子どもが直面している深刻な現状

を語っていただいたあと



ワークショップの様子

と、実際の活動内容についてお話をいただいた。行政が担うことのできない部分をボランタリーなセクターとしてのたまりばが担っている。その活動には、社会的な意義が見出されるにも拘わらず、補助金は来ないといった状況下で、会費収入だけでは運営費や人件費を貯うのが困難であり、そのため市民から寄付を募り資金をフリースペース、フリースクールなどの団体へ再分配する、「神奈川子ども未来ファンド」構想の実現に向けた取り組みを進めているとのことであつた。NPOなど行政以外で公共的な活動を行っている主体へお金が流れていらない現状について痛感させられた。

さらに、埼玉県の狭山丘陵の自然を守るためにナショナルトラスト運動として発足した「財團法人トトロの森」の荻野豊氏からは、里山保全を通じた市民、行政、そして地権者間のネットワーク構築の事例についてお話をいただいた。「トトロ」というキャラクターを活用しながら、全国から多くのファンドを集め、資金を活用して里山を購入する。それは、単なる財團の土地購入にとどまらず、地権者にも、行政にも応分の負担をしてもらい、さらに里山管理など保全活動を推進していく上で、さらに保全の輪を広げ、人と自然の良い関係を作り出していくことにつながっていったとのことであった。この事例は里山保全という視点ではあるが、これに限らず小さな取り組みを積み重ねて、地域の取り組みの輪を大きく育てていく必要性を感じた。

最後に、基調講演として、東京都立大学法学部金井利之助教授から、顔の見える関係の中で、信用や相互扶助の仕組みを作っていくことの必要性についてお話をいただいた。ボランタリー・セクターが資金を得る手段には、補助金や寄付金などが考えられるが、補助金については、既得権化すればNPOも抵抗勢力となってしまう可能性も懸念される。また、寄付金については信用を構築していくことが必要であり、そのためには自らが「身銭を切る」ことや「顔の見える範囲」を大切にしながら、活動を展開していくことが重要であつた。NPOなど行政会に必要であり、これまでの日本社会の

さらに、埼玉県の狭山丘陵の自然を守るためにナショナルトラスト運動として発足した「財團法人トトロの森」の荻野豊氏からは、里山保全を通じた市民、行政、そして地権者間のネットワーク構築の事例についてお話をいただいた。「トトロ」というキャラクターを活用しながら、全国から多くのファンドを集め、資金を活用して里山を購入する。それは、単なる財團の土地購入にとどまらず、地権者にも、行政にも応分の負担をしてもらい、さらに里山管理など保全活動を推進していく上で、さらに保全の輪を広げ、人と自然の良い関係を作り出していくことにつながっていったとのことであった。この事例は里山保全という視点ではあるが、これに限らず小さな取り組みを積み重ねて、地域の取り組みの輪を大きく育てていく必要性を感じた。

午後は参加者が主役となつて楽しんでもらい、地域内でお金の循環を肌で実感してもらおうという意図のもとお買い物ゲームを行つた。このゲームは今回の見せ場の一つであった。簡単にルールを説明しておこう。まず、自分のして欲しいサービス、提供できるサービスを用紙に五つ記入してもらう。次に、コインチヨコを五枚ずつ持ち金として全員に配るが、行政にまず税金として一枚取られてしまう。残った三枚で、どれだけ自分がして欲しいサービスを受けることができるか競うゲームだ。供給者が市民の場合では相手との交渉で需給が一致すればサービスを受けることができる。しかし、できるサービスとできないサービスがあるためなかなか需給は一致しない。供給者が行政の場合、納稅済みのため、特に費用を要しないが、意思決定に時間がかかる上、できるサービスも公的サービスとして妥当であると判断された場合に限られる。供給者が企業の場合、サービスは何でもできるがお金を三枚払わなくてはならないので、ほかに自分のして欲しいサービスを得ることができなくなってしまう。問題点は多々あるがこんなルールの下でそれぞれ工夫していくに多くのサービスを受ける

に組織の存続だけを考えるのでなく、多様な価値観に基づいた規律を構築していく、信頼を形成していくことが必要であると述べられた。行政職員になる自分たちにとつて、行政に自己規律がないという言葉は大きく心に響いたが、逆に多様な主体とともに地域社会を作っていく必要性を感じた。

お買い物ゲーム



買い物ゲームの様子

葉もいただいた。これは、日ごろの恨みも込められているようだ。想像に反し市民同士の動きは少なかった。会場内に市民同士の出会いの場があればまた違つたのではないかというのがゲーム後振り返つての感想である。つまり、きっかけがないと市民の中でも生まれるものも生まれなくなってしまうということなのではないかと感じさせられた。

次に、七人程度のグループに分かれて環境、福祉などをテーマにお金を使つていかにサービスを創造し、コミュニティの活性化を図つていくかについて話し合われた。ここでは、主に議論を引つ張る人、黙つて話を聞く人、様々な人がいて楽しい時間が過ごせた。実際に市を構成する住民の縮図ともいえる方達であった。そんな中で大変貴重な経験となつたことは、行政、市民の垣根を越えて、一人間として共通の課題について多くなつてきた。ゲーム上でありながら行政はノロイし怠慢であるというきついお言

葉もいたが、思い思いのものを語つていた。五つの意見がバラバラで面白いところもあるが、そこを妥協したり折り合いをつけいくという合意形成が実際の市民参加では求められている。さらに、市民参加は参加者の背景にある知識・経験レベルに差があるほど難しくなる。

また、今回はスタッフがファシリテーターという役を担い議論を引っ張つていったが、実社会で引っ張つていく人はどういった人が担うのかという疑問も生じた。しながら、まずは、市民が意見を発表し、ぶつけあうことだけでもお互いの顔が見えるという意味で充分に意義はあるとも感じさせられた。そこから市民も行政も合意形成の方法を少しずつでも学習していく必要性を考えさせられた。

グループ討論

これから川崎市を担つていくために

学生は机上の学問はできてもなかなか市⺠の本心を伺うチャンスは少ない。そのため、今回のシンポジウムに参加して一番の糧は市民の方と直接議論ができたことであつた。市民の方からも職員になつてからもその新鮮な気持ちを持ち続けてくださいとも励まされた。しかしながら、行政職員として役所の中に入つてしまふと、日々の業務に追われ自分の仕事以外にはなかなか手が回りにくくなるのが現状である。

けれども、私たちは学生のとき経験したこの気持ちを持ち続けなければとの思いから、現在先輩職員にサポートしてもらっている。ながら、シンポジウムのスタッフを中心的に有志を募つて市民活動されている

方のお話を聞く会を開いている。最初は、何で市民活動なんかしてるのでどうか、そんなんにがんばるなよと一歩引いた目で見ていた。しかし、何人かお話を聞いた市民活動の方々と顔をあわせて会話をすると、心から活動そのものを楽しみ、それにみんなを巻き込んでいこうという常に前向きな活動家の方々がいる。私たちも大変元気をもらつている。こうした元気をいただきながら、「顔の見える」関係性を構築するとともに、地域を形成する多様な主体のひとつとなるべく活動を継続できればと考えている。

今回のお金から考える「コミュニティ」とは、つい希薄になりがちな近隣との関わりをお金という媒体を使って有機的に結び付けていけないかという思いからはじまつた。従来型の見方にしたがえば、公務員の地位は社会的に安定しており、生活も保障されている。反面、同時に惰性を生じさせる危険性をはらんでいる。私たちは、日本型雇用慣行が崩れていく中、それぞれが自分の存在意義を考え、無機的に群れることなく個人が自立してよく考え、表現することが、より良い社会を作つていくために大切なではないかと考えている。難しいことに聞こえるかもしれないが、そんな一人一人の小さな頑張り・表現・笑顔がダイナミズムをもたらし元気な川崎を作り、日本国をも変えていくのである。これを読んでいたいた方々にも既存の状況に満足せず、何かしら自分のできることを考え何か表現して欲しいということが私たちの希望するところであり、これを契機として「顔の見え輪」をさらに拡げていければと考えている。

職場研修成果の紹介として、空き店舗対策を通じたまちの活性化の研究、海外事例の調査を通じて

本市の政策課題について研究を行う政策課題特別研究について、地域の住民とともに、TMOという枠組みを活用しながら

活性化を進める方策や計画段階での事業の影響を評価する戦略的環境アセスメントについて報告しています。

また、川崎市の大山街道を事例に取り上げた歴史を生かしたまちづくり手法の検討や、水循環型の都市づくりに向けた雨水浸透の提案、大学院派遣の成果報告、大韓民国富川市派遣職員の報告など盛りだくさんな内容となっています。

空き店舗対策をキーに まちの活性化を考える

経済局商業観光課(空き店舗対策研究チーム)

勝山慶一

近年、ライフスタイルの変化、交通網の整備やモータリゼーションの進展、郊外型ショッピングセンターでのワンストップショッピングの定着、コンビニエンスストアなど様々な業態の小売店の進出などにより、商店街と地域のニーズとのギャップが徐々

に広がり、商店街からの顧客離れが著しいといわれている。そのため、全国的に商店街における空き店舗の増加が深刻な問題となつてきている。川崎市も例外ではなく、経済局では職員による空き店舗対策研究会を立ち上げ、それぞれの業務からみた空き店舗対策について研究を行なつてきている。

なぜ空き店舗対策が必要か

商店街においては、魅力的な店舗構成による相乗効果が集客における非常に重要な要素である。商店街での空き店舗の増加は、単に個店の廃業にとどまらず、商店街が持つ

ている地域の商業集積地としての機能の低下、ひいては商店街全体の魅力の低下をもたらす。その結果、多くの空き店舗を抱えた商店街からは、顧客が離れ、にぎわいが失われてゆく。一方、商店街が従来担つている役割は、単なる買い物の場にとどまらず、地域の中心として人々がふれあう場であり、憩いの場でもあり、いわゆる「地域コミュニティの核」としての役割であるといわれている。また、地域の文化や歴史を継承する役割も大きく、良好な住環境やまちづくりにも大きな役割を果たしている。しかし、空き店舗を多く抱える商店街は、本来持っていた地域コミュニティの核としての機能を喪失しつつあることも否めない。

商店街における空き店舗対策は、商店街が本来持っていた「地域コミュニティの核」として機能の再生にほかならず、商店街を含んだ地域の活性化や活気のあるまちづくり、地域振興への重要な一步となるのである。

なぜ空き店舗は増えるのか

空き店舗の増加の原因は、景気の悪化のみならず、商店街の魅力の構成要素としての「魅力のある個店」が減少し、商店街全体の魅力が低下し、衰退したことが大きい。「急激な社会や経済、産業構造の変化」と「変化に対応しきれなかつた、あるいはしない」が、商店街内に多い「変化に対応しきれなかつた商業者」が商店街内に多い場合、商店街の相対的な競争力の低下は避けられない。かつては商店街で物を買うことが生活の中で大きな役割を果たしてきたが、流通経路の発達等により商店街で買わなつた。一方、かつての成功を引きずる商業者、あるいはすでに成功をおさめ、財産形成が終了し、生業的な商売への転換を済ませた商業者は、変化への対応が鈍くなる。

そうした商業者が多い商店街は消費者の厳しい選択の目にさらされ、消費者のニーズとの乖離を埋められずにいる。(別表1) 空き店舗発生の主な原因を参考)

これらの一般的な背景を踏まえて、空き店舗対策の方向性を大別すると「退店者や廃業者の抑制」と「新規出店者の誘致」があげられる。しかし、その実施には大きな問題が伴う。

別表1 空き店舗発生の主な原因

商業者	マーケティングの失敗	規制緩和による大型店の進出 流通機能・価格競争力・商品力の低下
	個店の事業意欲の衰退	資産形成の終了により商売が副業化 経営者の高齢化と後継者不足 賃料負担が大きい 新規開業のリスクが大きすぎる
消費者	消費者の選択肢の拡大	消費者ライフスタイルの変化 宅配等流通チャンネルの多様化・高度化 高度情報化



ふれあいショップ「ともとも」

退店者や廃業者の抑制

平成二二年六月からの大規模小売店舗立地法（注1）の施行により、大型店の出店は原則自由となり、個店の競争力は相対的に低下した。このため、商店街や個店が生き残るためには、より地域に密着し、地域ニーズを踏まえて勝負していく必要が生じている（注2）。一方、川崎市の「個店」に対する支援策は融資と診断が主なもので商店街への支援策と比べると限定的なものになっている。

営業の継続は「個店」の自助努力に依存する部分が大きい。しかし、生業的な商売を行なっている商業者は、総じて高齢化が進み、後継者難にみまわれているため、世代限りでの廃業を考えていることが多い。こうした商業者に対しても、後継者の育成と事業承継をスムーズにするための支援、業態を維持するための支援（物販店は物販店として営業を維持できるようにする等）、新規事業のリスクを低減するための支援等が求められる。こうした支援をするにも、事業効果があらわれるまでに長期的支援が求められることが予測される。一定の要件を満たした「既存の個店」に対しては、商店街全体の魅力を維持するために、多様な支援策を設けることについては議論されるべきである。

新規出店者の誘致

空き店舗に新規出店者を誘致するといつても、「現在のような厳しい状況の中では、新規出店を考えるような者はなかなか見つ

からないのではないか?」という疑問が湧くかもしれないが、決してそのようなことはない。本市の経済局金融課で行っている開業支援資金融資制度の平成一三年度の申し込み数は七三件（結果的に取下げになつたものや認定されなかつたものを含む）であったが、そのうち業種的に商店街で開業できそうな事業内容あるいは実際に商店街近辺で開業した事業内容のものについては計二〇件あつた（飲食店・小売店等、ただしあつたが、そのうち業種的に商店街で開業できなかったものについては二件）。その一方で、新たに開業する際には、コストを抑えるために商店街から少し離れた賃借料の安いところを出店先として選ばざるを得ないことがあるのが現実である。すなわち、新規開業者にとつては、改装費などのインシャルコストの負担が立地にそれほど影響されない以上、ランニングコスト、つまり賃借料が高いということが商店街での出店に対する妨げの一つになつているのである。

空き店舗対策における視点

空き店舗対策における行政の支援について考える場合、①空き店舗を抱えた商店街に対する支援、②空き店舗で新たに起業する側への支援、③起業者と商店街の双方の要望を満たす形での効果的なマッチング、④地域のニーズとのマッチング等の視点が必要といえる。

①の場合、空き店舗を商店街の衰退原因（別表1 再掲）や商店街の方向性など地域の実情を的確に捉えた支援策をいかにして提供できるかがカギになる（別表2）。「支援策をパッケージとして提示すること

別表2 商店街の方向性と空き店舗を利用した施設の種類・活用例

商店街の方向性	施設の種類	活用例
地域の商業集積地を目指す	商業施設	不足業種の誘致 チャレンジショップ レンタルスペースや一坪ショップ 商店街による収益事業（ピザ屋など）
産業の集積を目指す	産業施設	SOHOオフィス
地域コミュニティの核を目指す	環境リサイクル施設	駐輪施設 資源回収機器の設置
	福祉関連施設	保育関係施設 高齢者関係施設
	その他の施設	地域コミュニティ施設 文化・情報発信施設（移動産業展や各区の名品紹介） スポーツ施設

で、迅速かつ効果的な支援を提供できないか」「必要とされる支援と現行の支援制度との乖離をいかにして埋めるか」などを考慮する必要がある。
②の場合、商業施設として活用する場合には、現行の制度としては、中小商業活性化補助事業（注3）や空き店舗コミュニティ

施設活用補助事業（注4）がある。しかし、純粹に當利を追求する個店に対する支援については、「融資」制度として開業支援資金制度が存在するが、「補助」は想定されていない。魅力ある個店の存在が商店街に人を集め、全体に活気をもたらすといわれている以上、一定の要件を満たす個店に新規参入のリスクを軽減することは選択肢として無視できない。（神奈川県については注4を参照）。

③の場合、空き店舗の「活きた」情報を集めるためには、家主や不動産業者等、情報を提供する側に何らかのインセンティブが必要である（例：空き店舗情報が定期的に新聞広告で提供されるなど）。空き店舗を貸し出したいが貸せずにいる家主は物件の情報をなるべく広く提供したいと考えているし、不動産業者は「活きた」情報をもっているともいえる。「活きた」商店街の空き店舗情報を集め、起業者と商店街、貸主の三者の要望を満たす形でマッチングシステムの提供（例：ホームページの活用等）を図っていくことが重要なポイントとなる。

④の場合、空き店舗と地域の二つとのマッチングの視点は欠かせない。空き店舗の活用方法は、商業施設にとどまらず、産業施設、環境リサイクル施設、福祉関連施設等多岐にわたる。どのような空き店舗の活用方法が求められているかを、ワーキング等により地域住民と一緒に探していくことも、空き店舗

の経営の拠点として活用するものなどに対応する制度である。

空き店舗コミュニティ施設活用補助事業（経済局商業観光課 平成一四年新規事業実施主体となり、保育施設、高齢者向けの交流施設などのコミュニティ施設を商店街の空き店舗に設置する場合には、家賃・改装費等を補助する制度である）

商铺の活用を商店街の魅力回復につなげる手段の一つになるといえる。

また、これらの支援を行なう場合の前提として、空き店舗の存在に悩む商店街側に対しても、商店街としての将来のビジョンをもち、常に活性化に向けて取り組んでいく姿勢を持ち続けていくことが求められている。

まとめ

空き店舗を活用する場合には、商業施設としての活用に限らず、さまざまな方法が考えられる。行政ではなく、商業者と地域住民が主体となって、空き店舗が立地する商店街や商店街を取り巻く状況を考慮し、街づくりの観点からそのコミュニティに不足しているものを空き店舗の整備によって補うこと、そして行政はそれらを側面から支援する姿が理想的なのではないだろうか。

注1

一大規模小売店舗立地法（平成二二年六月一日施行）は大規模立地店舗の立地に際して、その周辺地域の交通渋滞、交通安全、騒音などに関する生活環境を保持するため、施設の配置と運営方法が適正に行なわれていることを確保するための手続きを定めるものである。また「立地法」の施行に伴い、小売商業を保護するための営業規制を廃止とした「大店法」は廃止された。

注2

平成二〇年度に川崎市中小企業支援センター（現経済局金融課）が行なった消費購買行動調査（現（http://www.kawasaki-shirabe.jp/Kiryu/Hokkaido）では、「東京と横浜に挟まれた川崎市の広域的な商業集積間競争が進行していること」「選択的消費のこと」「商店街が解決すべき問題点について商店と市民の間に意識の違いがあること」等が示されている。また、「中小企業庁が平成九年一月に行なった『消費と勤労に関する調査』によれば、日常の買物をする店として買回品については郊外の店を選択するものが多い」という結果が出ている。

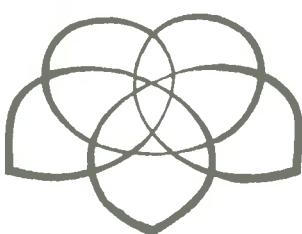
のための活動の拠点として活用するものなどに対応する制度である。

空き店舗コミュニティ施設活用補助事業（経済局商業観光課 平成一四年新規事業実施主体となり、保育施設、高齢者向けの交流施設などのコミュニティ施設を商店街の空き店舗に設置する場合には、家賃・改装費等を補助する制度である）

神奈川県では「チャレンジショップ」をして新規出店者に対する創業リスクの緩和を目的とし、新規性・革新性のある業種・業態であり集客や経営革新など既存店への好影響が期待できる事業に対し、開業前セミナーへの参加、空き店舗補助（店舗改装費・賃借料の補助）適用、神奈川県中小企業融資の申し込み資格の付与、経営アドバイザーの派遣等の既存制度を総合的に支援する制度である。

注3

中小商業活性化補助事業（経済局商業観光課）法人商店街あるいは事業協同組合が事業主体となり、空き店舗を新たな事業実施の拠点や不足業種の補完



TMO(タウンマネージメント機関)への市民参加と川崎駅東口周辺のまちづくり

経済局産業振興課主査

成田伸治
藤原亮子

麻生区役所区政推進課

車社会の進展や、郊外型ショッピングセンターの出現などにより、全国的に中心市街地の商業の衰退が進む中、平成一〇年七月に「中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一括的推進に関する法律(「中心市街地活性化法」)」が施行され、市町村単位で「中心市街地活性化基本計画」を策定し、TMO組織を設立して活性化事業に取り組んでいくことが定められました。

これに基づき、本市においても、平成一〇年に「川崎駅周辺市街地活性化基本計画」を策定し、川崎駅東口エリア(約九〇ヘクタール)を商業重点地区と位置づけました。さらに平成二三年六月には川崎市産業振興財團がTMO機関に認定され、この地区的商業の活性化を中心とする街全体の活性化を担つていきました。本市TMOは、商店街連合会、大型店、金融機関、商工会議所、タウンマネージャーと呼ばれる専門家(アドバイザー)から構成される運営協議会を中枢機関として、その下に①

環境②イベント・販促③情報の三つの部会が設置されています。①の環境部会においては「リサイクルの促進」「民間業者へのごみ回収の統一委託」など、②のイベント・販促部会においては「既存のイベントの見直し」「街全体の統一イベントの企画・開催」「新たな川崎のイメージの発信」など、③の情報部会においては「川崎駅周辺で共通利用できる多機能カードの導入」「顧客情報の収集と分析」など多くの事業が企画・検討されています。

**イギリスのTCM
(タウンセンターマネージメント)**

内他都市の事例も併せて紹介し、TMO事業への市民参加の実現方法を考えてみたいと思います。



タウンセンターマネージメント協会ランタイア事務局長とともに

現在のところ、本市TMOの課題のひとつとして、「TMO事業には中心市街地の利用者である市民の視点が不可欠であるが、TMO事業に市民が参加する仕組みが出来ていない」とことが挙げられています。日本のTMOのモデルは、アメリカのBID(Business Improvement District)及びイギリスのTCM(Town Centre Management)だと言われています。本稿においては、平成一四年一月に現地調査を行ったイギリスTCMの事例を中心に、国

イギリスのTCMには、構成メンバーとして市民は参加していませんが、その理由のひとつとして、TCMまたは行政による「中心市街地活性化に関する市民意識調査」「来街者アンケート」などが定期的に行われており、市民の意見が反映される仕組みづくりが出来ていることにあるのではない

かと思われます。

このため、イギリスではTCMの第一の目的は中心市街地のクリーン・アンド・セイフティ(美化及び安全性の確保)であり、多くの都市で中心市街地での犯罪防止のためのCCTV(監視カメラ)が導入されています。一方で、CCTVについて意見を聞いたところ、「プライバシーの問題よりも、CCTVによる犯罪防止効果のほうが大きい」との意見が大勢でした。また、多くのTCMが行つてある事業のひとつに「ショッピングモビリティ」がありますが、高齢者や障害者の移動の自由を確保するために本市TMOでもハード面のバリアフリー化を進めるとともに、このような施策も検討するべきではないかと感じました。

イギリスのTCMには、構成メンバーとして市民は参加していませんが、その理由のひとつとして、TCMまたは行政による「中心市街地活性化に関する市民意識調査」「来街者アンケート」などが定期的に行われており、市民の意見が反映される仕組みづくりが出来ていることにあるのではない

しかし、ショッピングセンターが民間終対して、中心市街地は長い歴史と文化を持つ、公共性の高い空間です。市民が活性化事業に参加することにより、中心市街地への関心と愛着が深まり「自分たちの街」意識や連帯感が高まることが期待されます。

—地元商店業者の自発努力により活性化できずに川崎駅東口エリアが衰退の方向に向かうのならそれはそれで仕方ないのでないか。市民は、東京や横浜または大型ショッピングセンターで買い物すればよいので特に問題はない」という考え方もあるかもしれません。

なぜTMO事業に
市民の参加が必要なのかな



ショッピングセンター内に設置された電動車椅子やスクーターの無料貸出し所

高知TMOでは中心市街地活性化事業のひとつとして、市内の女子大生のボランティアに描いのユニフォームを用意し、中心市街地の清掃や道案内を行つたり、イベントの際の実行スタッフとして「エスコーダーズ」(注2)を編成し、話題を呼ぶとともに、中心市街地の活性化に役立てています。また、同じく高知TMOでは、高知市身体障害者連合会及び高知市と協働して中心市街地の「バリアフリー調査」を実施し、問題

市民参加の実現に向けて

また、川崎駅東口周辺は、いわば川崎の玄関口であり、市民・商業者・行政の協働によりこのエリアの総合的な街づくりの観点から活性化事業を行うことにより、川崎市全体のイメージアップを図ることができます。

このように、地域で活動している様々な市民団体に呼びかけて、TMO事業企画・運営を行うボランティアとして参加を募つたり、TMOと意欲ある市民が協働して地区内の美化活動を行うなど、様々な方

始まっています。平成一四年三月にTMOと川崎区区政推進課の共催による「第一回川崎駅東口まちづくりワーケショップ」が開催され、地元住民と商業者の意見交換や交流が行われました。その後、川崎区まちづくりクラブ（市民によるまちづくり推進組織。事務局は川崎区区政推進課に置かれている）とTMOの協働による「川崎駅周辺のバリアフリー・マップ作り」が進行中で、

箇所を報告するとともに、改善方法を提案する「カルテ」を策定する予定です。

中心市街地を利用する市民の中心市街地への関わり方や思いはそれぞれです。それ

おわりに

市民参加を実現するためには、TMOが会報を発行したり、インターネット等を利用して活動を積極的に市民にアピールするとともに、イギリスにおけるタウンセンター・マネージャー（註3）のような、企画力、実行力、調整力を持つ専門家を独自に雇用して事業を推進していくことも必要だと思われます。

も大切です。

ます。
の本市TMOの積極的な事業展開に期待し

本稿では詳しく取り上げられませんでしたが、本市TMOにおいては「TMO商業コーディネーター（注4）」の導入や、「TMO地区内の事業系ゴミの土日収集」など

本市TMOには、事業の目的を商業の活性化だけにとどめるのではなく、中心市街地活性化事業に幅広い関係者を巻き込んでいく「コーディネーター」として機能することが期待されます。

その市民や市民団体が自分の関心ある分野（例えば、福祉・イベント・環境・交通・美化・芸術など）で中心市街地活性化に参加できる仕組み作りがTMOに求められているのではないかでしょう。

注4 TCM 商業コードイネーター
タウンセナターマネージャー イギリストでは、どのTCMにもタウンセナターマネージャーが存在し、中心市街地活性化事業の企画・実施や関係者間の利害の調整などに力を發揮している。タウンセナターマネージャーは実質的に中心市街地活性化事業のキーパーソンであると言える。自治体主導型TCMではタウンセナターマネージャーは自治体職員が任命される場合もあるが、TCMによっては民間から都市開発や大規模店舗開発などの経験を持つ専門家を迎えて雇用する例も見られる。

Shopmobility、市中心市街地のショッピングモール内に設置されている車椅子・電動スクーターの無料貸し出し所

戦略的環境アセスメントの研究

環境局綠政部綠政甲

次課
小森章二



オランダOverijssel州のHenk Wubbolts氏(中央)と

はじめに

トは、開発行為等が自然環境・地域生活環境及び社会・文化環境等に与える影響について、あらかじめその程度や範囲、また環境保全対策等について代替案の検討を含めて科学的に調査及び予測評価し、その結果を公開して住民等の多様な価値観を総合的に配慮し、公正な立場から開発計画の内容

今後環境と開発の調和を¹、層段り²、真に³、適なまちづくりを行うための一つの有効な手法として考えられる、戦略的環境アセスメント制度を調査した。その過程では、日本国内の先進自治体と、本制度の先進国であるといわれるオランダの状況について政府機関、地方自治体それぞれの担当者からヒアリングを行い、制度成立の背景等を比較しつつ本市への導入可能性について廃棄物処理計画をケースとして検討した。

年一〇月から実施している

オランダでは、環境管理法及び同法に基づく環境影響評価令により、環境に重大な影響を及ぼすおそれのある事業及びその事業に関して行政機関が行う決定を対象として、多くの政策・上位計画が事業実施段階の環境影響評価と同じ手続きに服している。本市の環境調査とオランダの環境管理法を比較すると別表のとおりとなる。

提言

戦略的環境アセスメントの導入 廃棄物処理における

これまでも廃棄物処理に関する施設の設置に際し、近隣住民等に対し積極的に説明が行われ意見が採り入れられてきた。これをさらに拡張し、より上位の計画である一般廃棄物処理基本計画について一般市民と議論を深め多様な意見を採り入れることにより、今後のごみの発生抑制策、収集方法のあり方、資源化方法の選択、中間・最終処理施設の整備のあり方等について多角的に検討を行うことができると考える。

日本の環境アセスメント制度は、大規模な開発事業を対象に、実施段階で事業者が行うのに対して、今日、西欧諸国において、環境アセスメント制度は拡張され、事業のそのものの必要性や事業の累積的影響、さらには政策の方向性について、計画のより上位の段階から環境に配慮したものとする戦略的環境アセスメント制度が潮流になりつつある。

我々は、都市化の著しい川崎市において、

環境の観点から望ましい選択であるか等についての調査を行う制度であり、一九九四

説得力 重機向けの材料として考案されたのは、本市の環境アセスメント制度の歴史を検証してみることである。

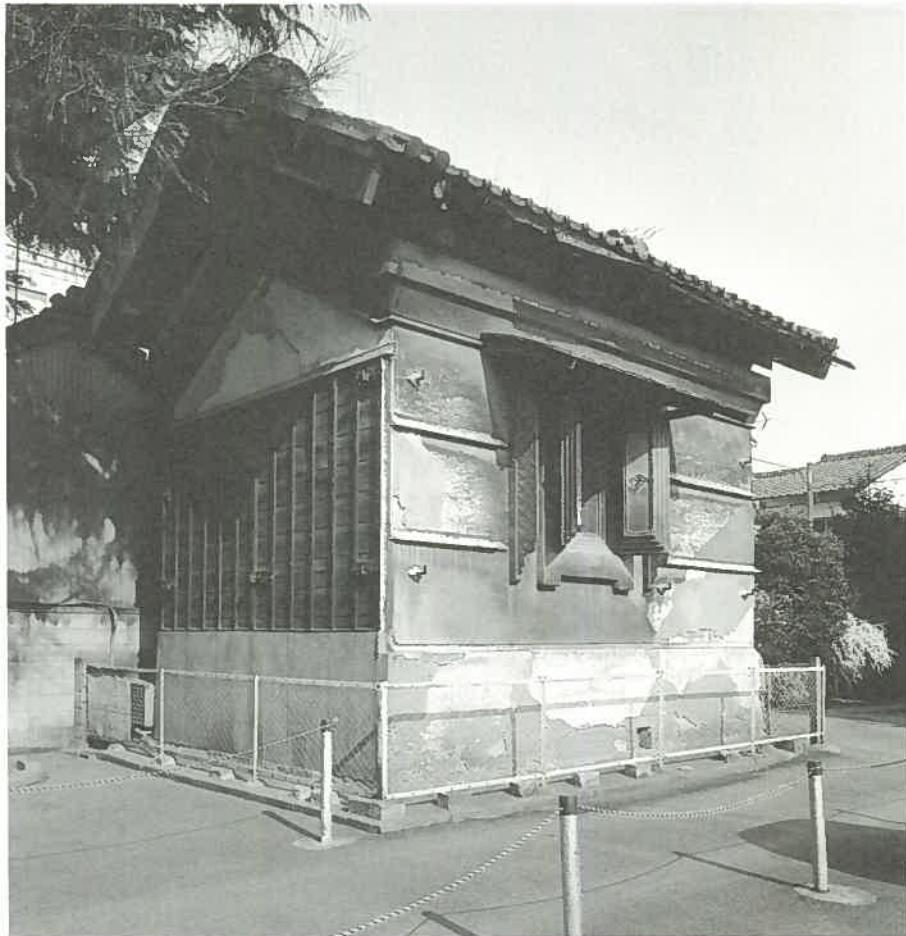
おわりに

また、今後、戦略的環境アセスメント制度を導入する場合、オランダの制度で参考になる点は二点挙げられる。第一点は、オ

表 川崎市環境調査・オランダ環境管理法比較

制度名／制定年	環境調査（川崎市） 1994	環境管理法（オランダ） 1987、1999改正	多発テロ事件の影響で、それまで訪問先の内諾を取り付けていたオランダ訪問が延期となつた。内心海外調査は無理なのではと思つていた時期もあつた。 しかし、海外の制度に限らず、国内でも環境省の「戦略的環境アセスメント研究会」が再開され、東京都では「総合環境アセス
制度体系	川崎市環境基本条例第12条	環境管理法第7条及び同法に基づく環境評価令	
概要	・市は、環境に係る市の主要な施策又は方針の立案に際し、環境調整会議において、環境に係る配慮が十分になされているか、環境の観点から望ましい選択であるか等についての調査を行う。	・環境管理法第7条及び同法に基づく環境評価令は、EUの環境影響評価指令（1985）を受けて制定されたものであり、基本的には事業を対象としているが、計画等にも、事業実施段階の環境影響評価と同じ手続きが課せられる。	メント試行審査会の答申」や埼玉県での「戦略的環境アセスメント基本構想の策定」など国や自治体において戦略的環境アセスメントへの取組みは大きな潮流となって現われつつあつた。自然と研究は国内機関の動向へと向けられていた。
対象	・市が実施する大規模な開発事業、民間事業者や国等が実施する開発事業に係る市の許認可方針、協議方針、環境に重大な影響を及ぼすおそれのある事業に関連して策定する計画等	・環境に重大な影響を及ぼすおそれのある事業及びその事業に関して行政機関が行う決定が対象であり、このような政策・上位計画には、地域開発、給水、発電に係る国家計画、廃棄物処理計画、事業実施段階の環境影響評価の対象となる事業の用地を決定する計画など。	幸いなことに、昨年末に海外調査が可能
主な手続き	・一次調査書（必要と認めるときは指示書及び二次調査書）の作成、審査書、指摘事項報告書	・スクリーニング、スコーピング、環境影響評価書の作成、モニタリング	であることが告げられ、オランダ行きへ向けて本格的な準備が始まった。限られた時間のなかで、訪問先とのアポイントについては、JETRO（日本貿易振興会）横浜及びJETROアムステルダムに全面的にご協力いただいた。
公衆・専門家・環境担当部局等の関与	・全局長を以って構成し、助役を会長とする環境調整会議にて調査・審議する。	・住民の関与が重視され、スコーピングと環境影響評価書の段階で意見書の提出や公聴会を開催する。 ・環境影響評価委員会が設置されており、専門的、客観的立場から、スコーピングに対する助言と環境影響評価書に対する審査が行われる。	そして、オランダOverijssel州のHenk
代替案の比較・評価等	・一次調査の審議後、必要と認めるときは、指示書により、環境影響の概要等（代替案の検討を含む。）について調査する（二次調査）。	・複数案の比較評価が非常に重視されており、少なくとも、(1) 環境に最も好ましい案、(2) 何もしない案の影響を比較評価することが義務付けられている。	Wubbolts氏には、数多くの関係者の方々と日程調整を頑ったのみならず自ら州内をご案内頂き、オランダの風土について数々のお話を伺つた。氏とその奥様に厚くお礼申し上げたい。 また、このような機会を与えてくださつた関係者及び訪問先など国内外でご協力いたただいた方々にこの場を借りて心から感謝したい。

歴史を生かした まちづくり手法の検討



取り壊されたゆかりの蔵

まちづくり局交通計画課

藤野貴司

契機

平成二年年末に、岡本かの子・太郎のゆ

かりの蔵を取り壊し、マンションを建設する計画が上がりました。このマンション建設を知った近隣の住民方が、蔵の存続を事業者と市に願い出ましたが、事業者は経済的な土地利用を望み、川崎市は、歴史的な価値がないと判断し、また、マンション建設をこばむ術がないとして、住民の願いむなしく取り壊されてしましました。これを契機に、本研究の対象を大山街道にしました。

地元住民の意識と願い

私たちは、現場に入つて地元住民が実際に考えていることを聞いてこの政策課題を進めさせていたいと思っていました。そのために二つの方法をとりました。まず、個々に住民の方々にお話を聞くためにヒアリングを行いました。直接やり取りをすることによって、皆さんの考えを実感することができました。さらに、ヒアリング調査の結果を踏まえて、住民の方々に集まっていた意見交換会を開催しました。

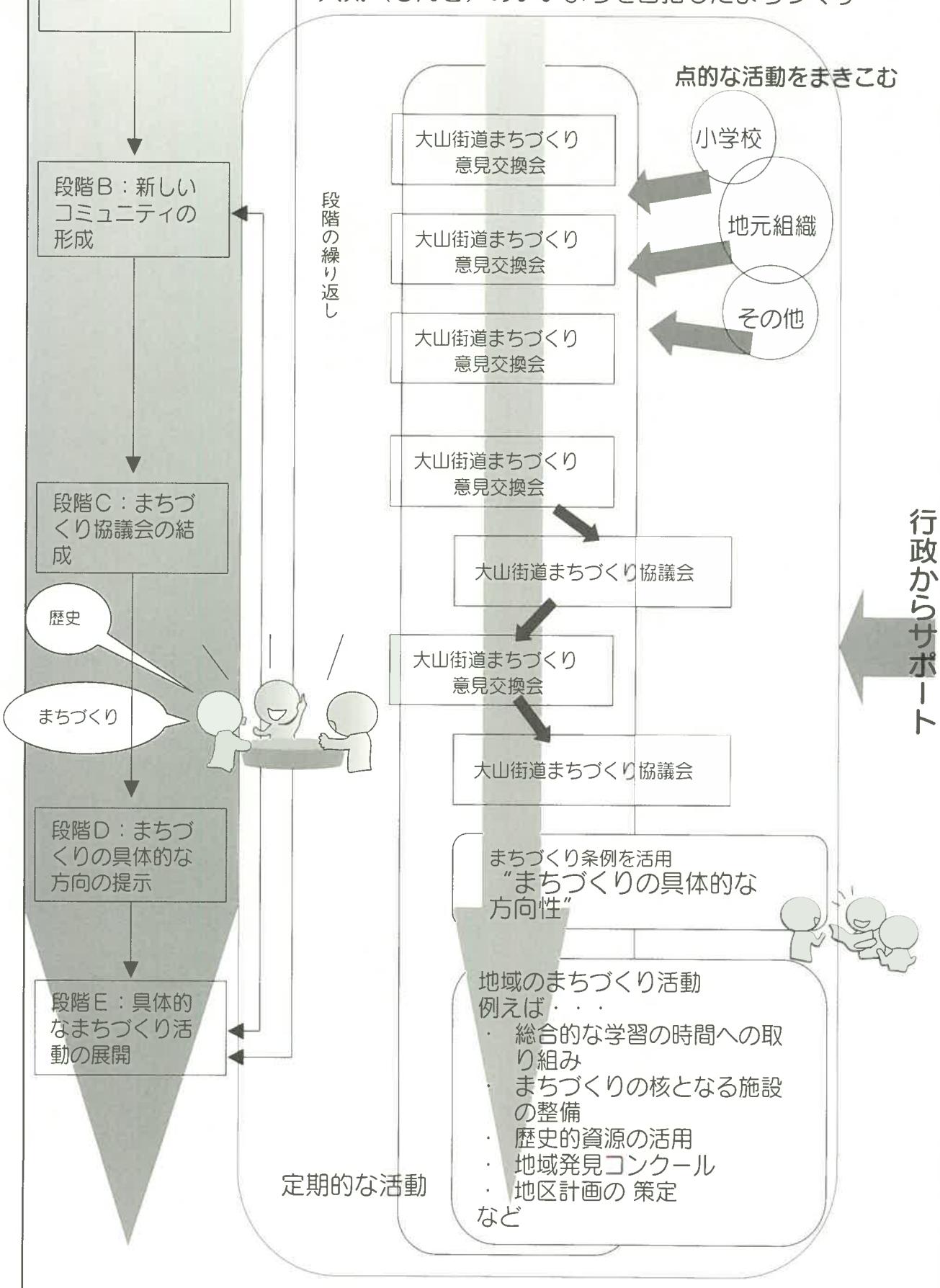
これからの方針性・可能性

大山街道の歴史、本市の文化行政、現況の把握、そして住民の方々の意見を通し、地元のまちづくりを「どうにかしたい」という思いに対する解決策として、今まで行政が個々に行っていた事業や住民が持つ大山街道のまちづくりについての意見を交換する場「大山街道まちづくり意見交換会」を設け、大山街道のまちづくりの中心となるような活動を続けていくことを提案します。この中で、住民はまちの現状や将来への展望など様々な話し合いを続け、成果をともに確認しながら、長期的にまちづくりを進めていくことを目指していきます。この中で、住民ヒアリングの際に住民の一人から出てきた「人気（じんき）のいまちづくり」をまちづくりの目標として設定しました。人気＝コミュニティであり、研究対象地域で新しいまちづくりのためのコミュニティを形成することを目標とします。

提言

「まちづくり意見交換会」の定期的な開催

“人気（じんき）のいいまちを目指したまちづくり”



水循環型都市を目指して

川崎区役所田島地区福祉センター
原田曉子

水循環というと何を思い浮かべますか？私たちの住む地球には膨大な量の水が存在します。人間が利用する淡水はその一パーセントにも満たない量ですが、近代までその水の循環は大きく変わることがあります

それとともに地下に浸透する水量が減っています。これは、人口が増えて宅地化が進み、農地や緑地などの地表面がコンクリートやアスファルトなどでフタをされ、雨が地下に浸み込まなくなつたためであると考えられます。

しかし、日本の都市部では高度経済成長期を過ぎたあたりから人口集中や宅地開発が著しく進み、水の循環は完全にブラックボックスと化してしまいました。蛇口をひねれば簡単に水が出て、降った雨はアスファルトを滑つて側溝に消えていきます。しかし、

私たちを取り巻くこの水は、一体どこからきてどこへ行くのか？いつしか身近なはずの水循環が私たちの目に見えなくなつてきました。

都市化による諸問題と水循環

川崎市水循環都市づくり推進に関する調査研究会が作成した「川崎市の水収支図」によると、三〇年程前と比較して、農業用水に使用される水が減少して、表面流出として地表面を流れる水が多くなっています。

る雨水の量が減少し、表層を流れ出る水量が増加したことが分かります。さらに、蒸発発散量が減少したことと農業用水が減少了ことは、緑地や農地が減少したためと考えることができます。

そこで私たちちは、同研究会が作成した「水循環型都市づくり推進のための方針」を参考に、水收支の増減表を作りました。三〇年前と比較して降雨量が変わらないものとすると、地下に浸透する量が大幅に減少し、表層流量は増加しています。このこと

時計をかけて河川に湧き水として流れ込むことによって豊かな水量を保つことができします。しかし、本市においては地表面の被覆が進み、雨水がしみ込まないため、地中の保水が少なく、河川に湧き水として流れ込みません。

そこで、この雨水を地下浸透させることができたとしたらどうでしょう。前述の方針によると、市内降雨量は他流域からの流入量の八三・八一セントにあたり、上水だけだと十分に市内降雨でまかなえる計算になります。

とはもちろん、市民が「他の地域の降雨には関心を持ち、市内の降雨は気にしない」ということであつてはならないと考えます。もっと市内の雨水に関心を持つようにしたいものです。

健全な水循環の再生に向けて

健全な水循環の再生に向けて

水は地球規模で循環しています。しかし、都市化により水循環のシステムが健全であるとはいえないくなっています。降った雨水は、地中を通り清浄な水となり河川を流れ海へと注ぎ生物を育みます。このような健全な水循環を取り戻すためには、降った雨を地中に戻さなければなりません。

本市の現状を見ると人口増加の抑制は難しいといえます。宅地の規制や農地や緑地の保全は行われていますが、現状以上の太

せん。河川は生物の住める環境ではなく、親水性の河川ではなくなつてしましました。さらに、下水の処理水に含まれる処理しきれないリンや窒素は、海の水質悪化につながつているのです。

川崎市はさまざまなお源地から水を引いています。その約七〇パーセントが市外からものです。市内にある水源として、多摩川の表流水や伏流水がありますが、水質の問題や維持管理の問題により利用が少なくなつてきているという現状があります。

①③多摩区稲田公園、地下湧水を生かした親水空間
②二ヶ領用水の緑と水



きな成果は望めそうにありません。

そこで私たちは、下水管で集積している雨水を少しでも地下に戻すことを「健全な水循環のための問題」の対策であると考えました。

川崎市の既設の水循環に関する施策を検討したところ、都市の水循環の問題点であ

る「雨水が地下に浸透しない」ことへの対策が、それほど積極的に行われていないことがわかりました。取り組みも行政のみによるもので、水道、下水、河川などそれぞれの分野で縦割りに進められてきました。これからは市民とともに、水循環を総合的に考え、可能な対策を実施していくことが必要ではないでしょうか。

また、水は地域を限定せず、いろいろな形で利用され、私たちの生活に密接に関わっています。また、河川流域の緑地帯が保水の点から大きな役割を果たしていることを考えれば、水源となる自治体や河川で隣接する自治体、また東京湾を利用している自治体などを流域として捉え、他の自治体と連携して、政策を実施していくことが今後必要になると思われます。

そこで、これらの課題に対応するため、総合的な水に関する部署を府内に設け、市民・民間企業とも手を携え、新たな手法を定着させていかなければならぬと考えました。

健全な水循環を取り戻すには、本報告書で提言した雨水を地下に浸透させる雨水浸透施設の設置のほか、緑地や農地を整備保全していくとともに、屋上緑化や壁面緑化を積極的に行っていくことも重要でしょう。現在研究されているエコハウス構想や、ふれあいの水辺を確立するための海辺の開発

など、水に関する施策は多くあります。これららの研究が今後さらに進められ、現実の施策として展開していくことを望んでやみません。

おわりに

川崎市は、多摩川や鶴見川など市内を流れるさまざまな河川の水と深い関係を持ちながら、大きく発展してきました。中でも多摩川は、交通手段として、農業用水、生活用水として、昔は「泳げる岸辺」であり、「釣った魚が食べられる」身近な水資源でした。

今回研究の対象として焦点を絞った雨水の流れは「水循環」の一部ですが、この循環は地球規模の水のリサイクルシステムです。私たちの身近な水の循環を改善していくことは、身近な環境を良くすることでもあり、地球環境を改善することでもあります。

私たちは、ふるさとの自然としての河川を子どもに残していくよう、水環境をより良くしていく努力をしていかなければなりません。

最後になりますが、施設を見学させてくださった各職場の方々や適切なアドバイスをくださった小金井市、東京都、本市職員及び市民の方々、そして私たちの研究に対し趣旨を理解し、快く送り出してくれた職場の皆様に感謝いたします。

自治体における 産業政策の決定、ダイナミクスと 有効性に関する研究 川崎市を事例として

総合企画局政策部

鴻巣玲子

はじめに

近年の地方分権の推進にともない、地方

自治体における主体的な政策の提示と行政

サービスの提供が不可欠になってきており、
主体的な行政活動を行うための地方自治体
の基盤は、安定した地域経済の発展にある。

なぜなら地域経済が成長を維持することで、
安定した自治体財源の確保や高度な福祉政

策の実現などがはじめて可能となるからで
ある。そのため地方自治体の総合的な都市

政策の一分野として、自治体における産業
政策の積極的な議論がなされる必要がある
と考える。従来の産業政策についての研究

は、国における産業政策と経済発展の関係
や、国の地域開発における産業振興策に焦点
をあてたものが主であるため、修士論文
では地方自治体の産業政策のダイナミクス
について、具体的な事例を川崎市にとり、歴

性について新たな視点から論ずることを目指
的とした。
川崎市の産業の歴史と特性
川崎には戦前・戦後を通じあらゆる産業
が比較的狭い地域に集積し、各産業を代表
する大企業が立地し、市内に様々な業種の
産業を内包することで、特定の産業の盛衰
に地域経済が左右されることなく、比較的
安定した発展が可能であった。川崎の産業
特性を歴史的にみると、現在に至るまでの
工業都市としての性格は明治期にまで遡る。
当時より交通の利を生かして多摩川下流へ
多くの民間工場が進出し、原

立により臨海部へ大企業工場が進出し、原
材料の運搬を目的に川崎港の基礎（民間ふ
頭）や鉄道も整備された。工業都市川崎の
発展は、このように戦前の民間企業を中心
とした産業基盤の整備によってなされたもの
である。川崎への産業立地は民間主導型
であり、そのため産業政策における行政の
主導性は概して強くなかったのではない
か。オイルショックを迎えるまでの川崎市

経済において力を有していたのは民間（大
企業）であり、行政は戦後社会基盤の整備
などを除いては、中小企業対策などを除く
と、産業政策の具体性・積極性を有していない
かったのではないかと考えられる。そこで、
川崎市における戦後産業政策の変化と転換
点を観察し、その政策転換の理由を探った。

川崎市の産業政策の流れ
市の産業政策の流れは、戦前・戦後の区
分、さらに市長の変遷によつて特色づける
ことができる（注2）。まず、戦前において
は、制度上國や神奈川県の力が強く、港湾
管理権もないなど、市独自の政策の余地は
なく、工場誘致などのほかは、民間企業を
中心とした産業基盤の整備が中心だった。
戦後になると、金刺市政期（第一次・第二
次総合計画策定期、昭和三八年・昭和四三年）
には、工業用水、工業用地、港湾、道路など、
基本的に産業インフラ整備が行わ
れ、工業発展のための施策に重点がおかれ
た。一方当時問題が大きくなっていた公害
対策には消極的であった。しかし革新市長

である伊藤市政前期（新総合計画、昭和四
九年）においては、市政方針が産業重視か
ら市民重視へと大きく転換し、産業政策は
中小企業対策など、必要最低限なものへと
縮小した。対照的に、豊富な財源を用いた
公害対策、福祉政策が積極的に行われるよ
うになった。ただし、伊藤市政の後期（2
001プラン、昭和五八年）になると、オ
イルショック後の日本経済の低成長期への
移行に伴い、市の産業集積の特性を再評価
し、有利な立地条件や工業集積を生かした
新しい形態の産業育成（知的集約産業など）
を目指すこととなり、積極的な産業政策の
構築へ転換することとなる。この方向性は
高橋市政（2010プラン、平成五年）に
継承されている。このように、川崎市の産
業政策は2001プランの時期を境に、大き
く転換している。實際には同プランに組
み込まれている、市長の諮問機関である
「川崎市産業構造・雇用問題懇談会」によ
る提言書「川崎市産業構造の課題と展望」
の策定時期（昭和五六）が、市の産業政
策の転換期であると言えるだろう。それで
は、その転換要因は何に求められるのだろ
うか。

政策転換の要因

まず直接的な外的要因としては、オイル
ショックによる日本経済の低成長期への移
行が挙げられる。この時期、川崎市内の從
業員数・工場数は減少し、工場の市外移転
等もあり、市の産業構造は危機的な状態と
なった。さらに、オイルショックを契機と
した、国や神奈川県の政策の変化も挙げら
れる。国は第三次全国総合開発計画（昭和

国・神奈川県・川崎市の総合計画年表（矢印は影響を表わす）

		国	神奈川県	川崎市
金 刺 市 政	1950	国土総合開発法、		
	1951		第1次報告書	
	1955		神奈川県総合開発計画	総合企画委員会設置
	1957		第2次報告書	
	1959		第2次総合計画	
	1960			川崎市総合基本計画書作成
伊 藤 市 政	1962	全国総合開発計画		川崎市総合計画
	1963		第3次報告書	
	1965		第3次総合計画	川崎市第2次総合計画
	1968			
	1969	新全国総合開発計画	改定第3次総合計画	
	1971			市長 伊藤三郎市長へ
高 橋 市 政	1973		神奈川県新総合計画	(1972年政令指定都市へ)
	1974			新総合計画
	1975		県知事 長洲一二知事へ	
	1977	第3次全国総合開発計画		
	1978		新神奈川計画・「神奈川県の産業構造の変化と方向」	
	1980		「頭脳センター構想に関する提言」	
高 橋 市 政	1981		新神奈川計画改定実施計画	「川崎市産業構造の課題と展望」
	1982		「かながわの総合産業政策」	
	1983		↓ (改定) 新神奈川計画	2001かわさきプラン
	1987	第4次全国総合開発計画		
	1989		「新産業プラン」	市長 高橋清市長へ
	1993			「川崎市産業振興プラン」 ↓ 2010かわさきプラン

しかしその後の基本スタンスが、この時期につくられた基本構想を基礎としていることをから、現状の産業政策は、當時ほどの影響力・積極性を有し得ないのではないかと考える。

都市自治体の産業政策の方向性

地方自治体が地域産業振興のために主体的に行動する条件は徐々に整えられてきているが、国の全国統一的な地方産業政策の体系は現在も維持されており、地域特性に的確に対応した政策の導入と実行には時間要するのではないだろうか。また、自治体間においても産業政策の視点は異なり、

広域自治体と基礎的自治体とでは政策の重複が異なるてくる。さらに最近の傾向である民間部門の活用や市民参加の手法を地域における産業政策にどのように反映させていくか、地域が必要とする政策を実現するための課題は多い。今後の地域産業政策の方向性を考えるにあたっては、国と地方の財政面・政策立案面での分権化に加え、地方自治体間における政策の分権化、分業化など、機能分担についての議論が必要となる。

川崎市においても、市と産業振興財團との役割分担をより明確化し、民間シンクタンクへの委託だけでなく、民間人材や職員の活用を行うなど、職員の政策立案能力を高めていくことが重要である。また、序内横断的なネットワークの構築と機能的活用をさらに進め、危機的財政状況のなか、長期的な都市計画の視点を考慮したうえで、短期・中期的な産業政策の方針を打ち出していくことが必要だと考える。

川崎市内製造業の諸指標の推移（昭和40年を100とする指数表示）

Year	Population Density (1 person/sq km)	No. of Enterprises (300 or more people)	Avg. Production per Employee (1940 price)	Production Volume (1940 price)
昭和40	100	100	100	100
昭和41	110	110	110	110
昭和42	120	120	120	120
昭和43	130	130	130	130
昭和44	140	140	140	140
昭和45	150	150	150	150
昭和46	160	160	160	160
昭和47	170	170	170	170
昭和48	180	180	180	180
昭和49	190	190	190	190
昭和50	200	200	200	200

資料：『川崎の産業』昭和57年版

川崎市内製造業の諸指標の推移（昭和40年を100とする指標表示）

Year	Population Density (1 person/sq km)	No. of Enterprises (300 or more people)	Avg. Production per Employee (1940 price)	Production Volume (1940 price)
昭和40	100	100	100	100
昭和41	110	110	110	110
昭和42	120	120	120	120
昭和43	130	130	130	130
昭和44	140	140	140	140
昭和45	150	150	150	150
昭和46	160	160	160	160
昭和47	170	170	170	170
昭和48	180	180	180	180
昭和49	190	190	190	190
昭和50	200	200	200	200

資料：『川崎の産業』昭和57年版

川崎市内製造業の諸指標の推移（昭和40年を100とする指標表示）

Year	Population Density (1 person/sq km)	No. of Enterprises (300 or more people)	Avg. Production per Employee (1940 price)	Production Volume (1940 price)
昭和40	100	100	100	100
昭和41	110	110	110	110
昭和42	120	120	120	120
昭和43	130	130	130	130
昭和44	140	140	140	140
昭和45	150	150	150	150
昭和46	160	160	160	160
昭和47	170	170	170	170
昭和48	180	180	180	180
昭和49	190	190	190	190
昭和50	200	200	200	200

資料：『川崎の産業』昭和57年版

川崎市内製造業の諸指標の推移（昭和40年を100とする指標表示）

Year	Population Density (1 person/sq km)	No. of Enterprises (300 or more people)	Avg. Production per Employee (1940 price)	Production Volume (1940 price)
昭和40	100	100	100	100
昭和41	110	110	110	110
昭和42	120	120	120	120
昭和43	130	130	130	130
昭和44	140	140	140	140
昭和45	150	150	150	150
昭和46	160	160	160	160
昭和47	170	170	170	170
昭和48	180	180	180	180
昭和49	190	190	190	190
昭和50	200	200	200	200

資料：『川崎の産業』昭和57年版

川崎市内製造業の諸指標の推移（昭和40年を100とする指標表示）

Year	Population Density (1 person/sq km)	No. of Enterprises (300 or more people)	Avg. Production per Employee (1940 price)	Production Volume (1940 price)
昭和40	100	100	100	100
昭和41	110	110	110	110
昭和42	120	120	120	120
昭和43	130	130	130	130
昭和44	140	140	140	140
昭和45	150	150	150	150
昭和46	160	160	160	160
昭和47	170	170	170	170
昭和48	180	180	180	180
昭和49	190	190	190	190
昭和50	200	200	200	200

資料：『川崎の産業』昭和57年版

川崎市内製造業の諸指標の推移（昭和40年を100とする指標表示）

Year	Population Density (1 person/sq km)	No. of Enterprises (300 or more people)	Avg. Production per Employee (1940 price)	Production Volume (1940 price)
昭和40	100	100	100	100
昭和41	110	110	110	110
昭和42	120	120	120	120
昭和43	130	130	130	130
昭和44	140	140	140	140
昭和45	150	150	150	150
昭和46	160	160	160	160
昭和47	170	170	170	170
昭和48	180	180	180	180
昭和49	190	190	190	190
昭和50	200	200	200	200

資料：『川崎の産業』昭和57年版

川崎市内製造業の諸指標の推移（昭和40年を100とする指標表示）

Year	Population Density (1 person/sq km)	No. of Enterprises (300 or more people)	Avg. Production per Employee (1940 price)	Production Volume (1940 price)
昭和40	100	100	100	100
昭和41	110	110	110	110
昭和42	120	120	120	120
昭和43	130	130	130	130
昭和44	140	140	140	140
昭和45	150	150	150	150
昭和46	160	160	160	160
昭和47	170	170	170	170
昭和48	180	180	180	180
昭和49	190	190	190	190
昭和50	200	200	200	200

資料：『川崎の産業』昭和57年版

川崎市内製造業の諸指標の推移（昭和40年を100とする指標表示）

Year	Population Density (1 person/sq km)	No. of Enterprises (300 or more people)	Avg. Production per Employee (1940 price)	Production Volume (1940 price)
昭和40	100	100	100	100
昭和41	110	110	110	110
昭和42	120	120	120	120
昭和43	130	130	130	130
昭和44	140	140	140	140
昭和45	150	150	150	150
昭和46	160	160	160	160
昭和47	170	170	170	170
昭和48	180	180	180	180
昭和49	190	190	190	190
昭和50	200	200	200	200

資料：『川崎の産業』昭和57年版

川崎市内製造業の諸指標の推移（昭和40年を100とする指標表示）

Year	Population Density (1 person/sq km)	No. of Enterprises (300 or more people)	Avg. Production per Employee (1940 price)	Production Volume (1940 price)
昭和40	100	100	100	100
昭和41	110	110	110	110
昭和42	120	120	120	120
昭和43	130	130	130	130
昭和44	140	140	140	140
昭和45	150	150	150	150
昭和46	160	160	160	160
昭和47	170	170	170	170
昭和48	180	180	180	180
昭和49	190	190	190	190
昭和50	200	200	200	200

資料：『川崎の産業』昭和57年版

川崎市内製造業の諸指標の推移（昭和40年を100とする指標表示）

Year	Population Density (1 person/sq km)	No. of Enterprises (300 or more people)	Avg. Production per Employee (1940 price)	Production Volume (1940 price)
昭和40	100	100	100	100
昭和41	110	110	110	110
昭和42	120	120	120	120
昭和43	130	130	130	130
昭和44	140	140	140	140
昭和45	150	150	150	150
昭和46	160	160	160	160
昭和47	170	170	170	170
昭和48	180	180	180	180
昭和49	190	190	190	190
昭和50	200	200	200	200

資料：『川崎の産業』昭和57年版

川崎市内製造業の諸指標の推移（昭和40年を100とする指標表示）

Year	Population Density (1 person/sq km)	No. of Enterprises (300 or more people)	Avg. Production per Employee (1940 price)	Production Volume (1940 price)
昭和40	100	100	100	100
昭和41	110	110	110	110
昭和42	120	120	120	120
昭和43	130	130	130	130
昭和44	140	140	140	140
昭和45	150	150	150	150
昭和46	160	160	160	160
昭和47	170	170	170	170
昭和48	180	180	180	180
昭和49	190	190	190	190
昭和50	200	200	200	200

資料：『川崎の産業』昭和57年版

川崎市内製造業の諸指標の推移（昭和40年を100とする指標表示）

Year	Population Density (1 person/sq km)	No. of Enterprises (300 or more people)	Avg. Production per Employee (1940 price)	Production Volume (1940 price)
昭和40	100	100	100	100
昭和41	110	110	110	110
昭和42	120	120	120	120
昭和43	130	130	130	130
昭和44	140	140	140	140
昭和45	150	150	150	150
昭和46	160	160	160	160
昭和47	170	170	170	170
昭和48	180	180	180	180
昭和49	190	190	190	190
昭和50	200	200	200	200

資料：『川崎の産業』昭和57年版

川崎市内製造業の諸指標の推移（昭和40年を100とする指標表示）

<img alt="Line graph showing the index of various manufacturing indicators in Kawasaki City from 1940 to 1950. The Y-axis ranges from 0 to 300. The X-axis shows years from 1940 to 1950. Indicators include population density (1 person/sq km), number of enterprises (300 or more people), production volume (1940 price),

PFI事業におけるリスク分担と契約

まちづくり局住宅管理課

阿波賢一郎

本稿は、大学院派遣研修において提出した修士論文（ボリシーフロホーザル）の、要旨の抜粋である。研究課題として選択し

たPFI（注1）（Private finance Initiative）は、イギリスで誕生した新しい事業手法で、日本においても、一九九九年七月に国会において「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（以下PFI法）」が成立している。

一方、PFI法は、議員立法により成立したため、関連法制度の整備が遅れ、地方自治体による実施にあたつても、国の補助金制度、財産管理や規制法制等の様々な運

そこで、既に実績のあるイギリスとの比較による検証をおこない、PFI事業の重要な課題の一つである「リスク分担（注2）と契約」という視点から、望ましい制度環境と官民におけるリスク分担のあり方を確認した。

PFIにおけるリスク分類の視点

PFI事業では、事業期間の長さ（注3）

イギリスでは一九九二年にPFIがはじ
まつたが、当初はコンセプトが先行し、具
体的な実行のための環境整備が不十分であ
り、実績が上がらなかつた。そのため、一
九九七年に財務省の内部組織の一部として
二年間の时限付きで、タスクフォース(註
6)を発足させ、障害となる法制度の改正

イギリスの各種ガイダンス及び資料入手ルーフォックス学校建設事業、NHS病院建設事業（イギリス大使館建設事業、可能な事例）をもとに、日英におけるリスク分担の考え方と対応の異なる点をリスク分類

イギリスのガイダンスにおけるリスク分担の特徴

各プロジェクトにおいて、以下のリスクについてはリスク移転の検討が必要であり、リスクの最適配分基本例としては、表1のとおりである。¹⁴⁾

リスク分担の日英比較

(口) 事業固有リスク……………その事業特有のリスク
(ハ) 制度変更リスク……………制度の変更に起因するリスク
(ニ) 不可抗力リスク……………不可抗力に起因するリスク

リスク移転の原則は、最小費用でリスク管理のできる民間部門が公共部門の者にリスクを配分すべきであり、図1のとおり、リスク移転を最大化することよりむしろ、最適なリスク配分が不可欠である。

参考となるイギリスの事例

(業績連動の導入)

に基づいて、表2のとおりまとめた

および経時的多様さ^(注4)や、関連組織の多さ^(注5)などの特徴から、多種多様なりスクが潜在することになる。

をおこなう一方で、膨大な量の各種ガイダンスを発行し、P.F.I方式の定着に多いに貢献する結果となつた。

図 1

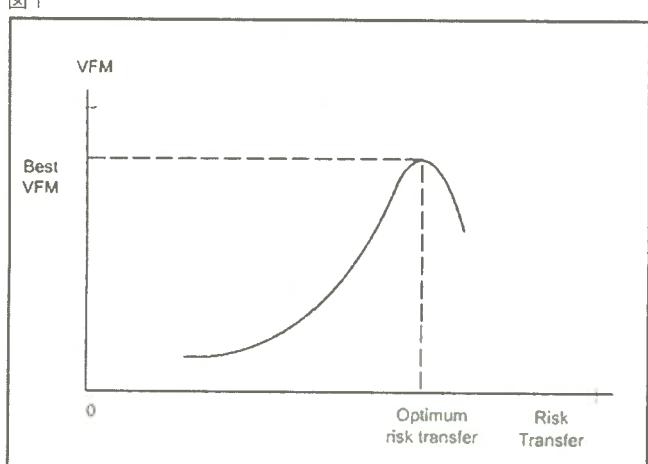


表1

	リスクの種類	政府	民間	分担
事業固有リスク	設計及び建設に関するリスク		○	
	権限委任及び運営に関するリスク		○	
	需要に関するリスク			○
	残余価値に関するリスク			○
	技術革新及び技術退行に関するリスク			○
	資金調達に関するリスク		○	
	仕様書作成ミスに関するリスク	○		
	批判に関するリスク	○		
制度変更	法制度改正に関するリスク (課税、開発許可を含む)			○

表2 リスク分担の日英比較

	リスクの種類	イギリス	日本
市場	物価変動	物価変動をサービス購入料に対応させて官民で分担	自治体により、対応が異なる。
	為替・通貨	多くの外国企業が参入しており、検討されている。	外国企業の参入への関心は高いものの、実績としては、北九州市のひびきコンテナターミナル整備運営事業のPSAグループ（シンガポール）だけで、リスク分担として検討されていない。
事業固有	需要変動	可変的にサービス料を変化させ、企業努力を誘発させる。 (業績運動払い) (Band制) (契約構造テスト)	ペナルティーはあるものの、基本は100%固定払いが、多い。
	残余価値	契約終了時の状態のほかに、資産に対する需要(代替使用方法があるかどうか)や、所有権移転を事前に決めずに、資産が良好な状態なものとして適切な価格で公共部門が買い取らなければ事業総費用を民間部門が回収できないような支払スキームの工夫により、民間側のモラルハザードの防止に努めている。	契約終了時の施設移管手続きに伴う諸費用の発生に関するもの及び事業会社の清算手続きに伴う評価損益等を民間側にリスク移転しているだけで、自動的に施設の所有権移転が、立ち入り検査後に行われるもののがほとんどである。 支払いスキームを工夫しているものは、ほとんどなく、多くの事業は、契約終了時には民間事業者に対する支払いが終わっている。
制度変更	民間争議行為 非常事態計画	民間にリスク移転されている。	リスク分担として検討されていない。
	法制度改正	一般的な法律の変更は民間部門が負い、事業特定分野の変更は官が負うケースが多い。	自治体により対応が異なり、現在までのところ統一した対応はしていない。
不可抗力	税制度	加速度償却が認められていたり、固定資産税が低率であるなど、日本の税制に比べて、PFIを行う企業に対して、かなり有利となっている。VAT (Value Added Tax: 付加価値税) は、17.5%と高率であるが、公的部門がPFIのサービス購入料金として支払った料金のうち、VAT分は、財務省からの還付を受けることができる。	公共が実施した場合と比較して、民間側の税負担が重く、還付制度も存在しない。 リスク分担も自治体により対応が異なり、現在までのところ統一した対応はしていない。
	不可抗力	不可抗力リスクのうち、気象条件のリスクを民間側に移転しているものがある。	基本的にリスクは分担しており、契約書の損益分担規定によれば、100分の99が官、100分の1が民間の負担のものが多い(100分の98が官、100分の2が民間もある)。
リスク分担の手順		リスクの定量化、発生確率、軽減策なども検討されている。(手順) ①リスク認定(リスク洗出し)、②リスク重要度の査定と軽減策の検討、③リスク配分の決定、④リスク定量化、⑤リスク調整金額の算出と見直し	リスクデータが少ないため、リスクの定量化は経験則による。
リスク分担の 法制度環境		政府が主にPFIを実施しているため、制度環境の変化に対応して、個別法を改正している。	地方自治体が主にPFIを実施しているため、公の施設にかかる利用料金制度(民間事業者が利用料金を管理受託者の収入とすることや利用料金を定められない)や、個別業法の規制(公共施設の管理者の特定)が制度環境の変化にもかかわらず改正されていないため、適正なリスク分担を阻害している。
自治体への支援		英国地方政府協会が設立した4PISが地方政府を支援、中央政府と折衝、予算獲得まで行う。 基本的に無料で、自治体からは信頼関係がある。	主に総務省が、個別に対応している。 地方自治体のための独自の支援組織はない。

を設定した上で、積極的に業績連動を導入し、民間に需要創出のためのインセンティブを与えるべきである。

(2) リスク分担の手順

イギリスではリスクの定量化、発生確率、軽減策などを次のような手法を用いて検討している例がある。

① P—I法（リスクの発生可能性（Probability）と影響度（Impact）の段階評価）（表3）

リスクの発生確率及び影響度の積によるリスク重要度の査定を行い、重要なリスクを抽出し、リスク軽減策を検討する。

シナリオ分析（表4）

重要なリスクについて、リスク発生確率×影響金額でリスク金額を計算し、リスクの定量化を検討する。発生確率と影響金額は、過去のデータや、専門家によるリスクワークショットなどにより求める。

本稿では、紙面の関係でリスク分担を日本対比表で取りまとめたが、参考になるとと思われるイギリスのリスク分担の特徴と手順については抜粋して表外に特記した。また、契約については取り上げていないが、分析の対象として確認したイギリスのP—I契約書は膨大な量で、国内の地方自治体における契約書と異なり、様々なケースを想定した内容となっていた。

今後の方針として、長期にわたる運営期間中に生ずる可能性のあるトラブルに対する想定した内容となっていた。

応するためには、官民の間で事前に想定されるリスクを洗い出し、契約書の中で具体的に反映させることが必要である。

注1 公共サービスの提供の分野に民間事業者の資金・経営ノウハウを活用する考え方

注2 従来の事業において官側が負担していた様々なリスクを契約によって民間側に移転すると同時に不確定要素によって発生する費用を最小限にすることを目指す。

注3 契約期間は通常二〇年から三〇年

注4 設計、建設、運営、引渡しの全てのリスクが対象となる。

注5 政府（自治体）、事業者、金融機関などがリスクを分担する。

注6 タスクフォースは政策チームとプロジェクトチームに分かれる。民間企業からの出向者もいる一方、プロジェクトチームは八人で構成され、各省庁から上がってくる具体的なプロジェクトについて、商業的な可能性を検討し、ここで承認されたものが実際の調達プロセスに移行していく。プロジェクトチームはすべて民間企業の専門家から構成されており、身分的には財務省が設立したTreasury Taskforce Limitedの社員である。

注7 この会社は財務省一〇〇パーセント出資会社である。

表3 P—I法 重要度の高いリスクの決定

		リスク影響度（Impact）		
		低	中	高
リスク発生確率 (Probability)	低	1	4	9
	中	2	2	8
	高	3	3	12
				27

表4 シナリオ分析の例

	影響金額（億円）			発生可能性（%）			リスク金額（億円）			合計
	ワーストケース	最も有利得るケース	ベストケース	ワーストケース	最も有利得るケース	ベストケース	ワーストケース	最も有利得るケース	ベストケース	
	A	B	C	D	E	F	G=AD	H=BE	I=CF	
完工遅延	50	10	1	3%	20%	7%	1.5	2	0.07	3.57
建設費超過	20	5	1	3%	15%	10%	0.6	0.75	0.1	1.45

富川市の内側に迫る 大韓民国富川市における先進的政策

総務局交流推進課／大韓民国富川派遣職員

菅野仁

報告する。

この対象分野は、市政全般となつておらず、具体的には次のものが規定されている。

・住民が日常生活で不便、不満を感じる事項。

・不法・不当な行為につき指導及び取締りを要する事項。

・行政機関の非能率・不合理な事項。

具体的な処理については、表1のとおりイントラネットの電子掲示板を通じて、情報提供を受けた担当各部署がそれぞれ対応することになる。その結果及び過程については、序内イントラネットで公開され、情報

報システムの相違を前提として、本稿を読み進めていただきたい。

なお、ここでは、紙面の関係から富川市の市勢概要、派遣制度等について言及することはできないが、詳細については本コラムにおけるこれまでの派遣職員の報告をご覧いただければと思う。

私は二〇〇二年四月から川崎市と大韓民国富川市との職員相互派遣制度による派遣職員（今年度で五人目）として富川市経済通商局国際通商課（国際交流チーム）に勤務している。

実際に富川市役所に勤務するなかで、制度的な側面をはじめ、業務内容や職場の雰囲気など、川崎市役所との共通点とともに、さまざまな相違点を発見する日々を送っている。

ここでは私が四月から現在までの派遣勤務の中でも、川崎市役所では導入に至っておらず、本市の政策運営の参考になると考えられる富川市の施策の中から、「総合観察制度」「公務員多面評価制度」「富川市行政サービス憲章制定運用」「複式簿記制度運用」を紹介することとした。

こうした施策の理解の前提として、IT環境の整備という本市との大きな相違点をあげておく必要があると思われる。同市では、一般職員一人ずつにパソコンが配置され、インターネットシステム「富川情報統合システム」が構築され、電子決裁、職員タイムカード制等もすでに導入されるなど、

両都市比較表 2001年度

	日本国川崎市	大韓民国富川市
人口	1,254,212名	780,000名
世帯数	546,108世帯	254,000世帯
人口密度1km ² 当り	8,689名	14,595名
面積	144.35km ²	53.45km ²
職員数	16,527名	1,964名
財政規模	1,224,356,354千円	507,608百万ウォン
一般会計	538,164,076千円	365,510百万ウォン
特別会計	479,875,084千円	142,098百万ウォン
公営企業会計	206,317,194千円	—
その他	首都東京と港湾都市横浜の中間	首都ソウルと港湾都市仁川の中間

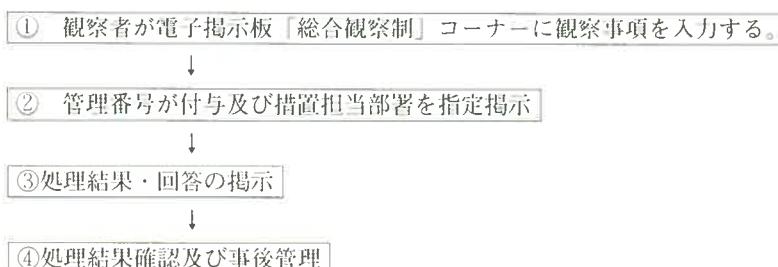
まさにIT先進国韓国ならではの効率的な行政運営が展開されている。このような情報システムの相違を前提として、本稿を読み進めていただきたい。

なお、ここでは、紙面の関係から富川市の市勢概要、派遣制度等について言及することはできないが、詳細については本コラムにおけるこれまでの派遣職員の報告をご覧いただければと思う。

総合観察制度 「職員自ら市民の目で市政をチェック」

表1

〈運用〉



- ① 担当部署の職員だけでなく、全職員一覧で評価される。
- 人を活用することにより、市民サービスの課題に対し迅速かつ効果的な対応が可能となる。
- ② 市内隅々にまで届くまかないチェック
- ③ 安定的な市民サービスの提供という責任をより多くの職員が共有できる。
- ④ 質の高い行政の実現が可能となる。
- 件にのぼり、市民サービスの向上のために、職員が積極的に活用していることが分かる。なお、この制度を活用して職員に対して表彰制度があり、人事考課にも反映されることがある。

実際には、各部署の上司・部下により、富川市では市政方針の一つとして、「顧客（市民）サービスの満足度の向上」が掲げられており、積極的に市民サービスの向上に力が入れられている。

（見本例 1）多面評価調査表 * 6級（係長級）の場合				
評価単位、機関名：		評価対象職階級：6級（係長級） ○評価者職階級：		
評価項目	職務遂行能力、道徳性及び誠実性			組織内個人間関係の程度 ④ 一緒に勤務したい職員（2名以内を選択して、○印をつけること） ⑤ 市政寄与度が低い職員（2名以内を選択して、○印をつけること）
	① 業務時に問題が発生した時、その原因分析と問題解決に積極的か？	② 組織内で仲間から信頼を受け、責任をもって業務を進めているか？	③ 係員の業務に協力し、成果を認め、さらに業務の関連情報を提供しているか？	
○○○	A・B・C	A・B・C	A・B・C	
○○○	A・B・C	A・B・C	A・B・C	
○○○	A・B・C	A・B・C	A・B・C	
○○○	A・B・C	A・B・C	A・B・C	
○○○	A・B・C	A・B・C	A・B・C	
..

（見本例 2）* 6級（係長級）の場合 個人別評価基準表 6級以下					
評価対象者 ・組織 ・職階級 ・氏名 ・評価結果		評価結果			
評価項目	計			点数評 価考 察	
	計 〔評価者数〕	A 〔1点〕	B 〔2点〕	C 〔3点〕	
計					
職務遂行 能力及び 道徳性・ 誠実性					
組織内個 人間関係の 程度					
市政寄与度 が低い職員					

評価が行われ、同じ階級の職員間での相互評価は、技能職を除き、原則として実施されていない。具体的な評価内容は以下のとおりとなっている。

- ① 評価項目は、職級別で求められる職務遂行能力、道徳性及び誠実性の三項目となつており、各A、B、Cで評価が行われる。さらに、一緒に働きたい職員及び市政貢献度の低い職員をそれぞれ二名まで記入することができる。

- ② 評価は各局・所・区役所ごとに実施され、評価項目は職階級別に適用する。

- ③ 勤務評定の参考資料として評価結果を昇進・抜擢等人事運用に反映されるが、当然ながら職員の評価がこの結果のみで決定されるのでなく、さまざまな人事評価の資料及び手法とともに、総合的な判断が行われる。

- ④ 評価結果（多面評価順位名簿）は非公開となっており、人事担当で一括管理される。ただし、インターネットの「職員情報システム」で自分の評価結果については、閲覧できる。

双方向人事評価制度の導入 「多角的な視点で職員を評価」

富川市では、上司が部下を評価するといった通常の評価とあわせて、部下による上司の人事評価が行われている。双方向評価の対象者は、一般職五級～八級（課長級から一般職員までが相当）、技能職及び請願警察官となつており、全体で一、七二六名（二〇〇二年度第二次）で、評価は年に二回実施される。

この制度の目的は、①通常の人事評価を補完するとともに、多様な能力を人事評価に反映させ、自己啓発へのインセンティブをさせ、組織の合理性を高めることにある。

富川市では市政方針の一として、「顧客（市民）サービスの満足度の向上」が掲げられており、積極的に多くのメリットを有するもの、評価する際、親しい同僚には良い評価を、そうでない職員に対しては悪い評価を、といった、いわば人気投票のように個人の恣意・主觀が反映されてしまう危険性をはらんでいる側面も否定できない。

富川市行政サービス憲章制度 「市民サービスの原点へ回帰」

客（市民）サービスの満足度の向上」が掲げられており、積極的に市民サービスの憲章及び「市民サービス履行基準」では、職場及び職員一人一人の市民接遇の心得等が詳細にわたり記され、チラシの配布や廊下、エレベーター内の掲示等により職員への意識の徹底化とともに、市民への周知が行われている。ここでは市民を顧客と呼んでいるように、民間企業のサービス手法及び考案が大きく取り入れられており、徹底した市民（II顧客）中心主義の姿勢がうかがわれる。

この行政サービス憲章は韓国では富川市に限らず、行政自治部（国家機関・日本では総務省に相当）の訓令にしたがい、全国の各基礎自治体でその地域の特性に応じた内容で実践されている。その中で富川市は二〇〇一年度に行政自治部からその取り組みを高く評価され「行政サービス優秀機関」賞を受賞している。

富川市では、この憲章の具体的な運用について「行政サービス憲章制定及び運用に関する条例（二〇〇一・九・二九条例第一八五一号）」が定められており、第一条では、目的として「行政機関が顧客に良質なサービスの提供をもって、顧客を最優先とした行政を実現するために、制定する」とあり、そして各部署の長（各課長）は業務の性格や状況、顧客の特性に応じ、部署別、業務分野別（職場各課）で憲章を制定し実践すること（第四条）が義務付けられている。こうした分野別憲章の導入により、より現実的な運用がはかられるような配慮が

※チラシより抜粋

◎ 富川市行政サービス憲章－顧客感動の行政実現のために

富川市全公職者は市民中心に、市政経営の枠を変えて、地域経済活性化に最善を尽くし、21世紀文化都市の基礎を固め、精一杯の努力と知恵と力を集めていきます。

私達全ての公務員は、市政が市民のために存在するものだということを深く認識して、私達の顧客である市民に質の高い行政サービスを提供することとし、市民と一緒に地方自治の本当のあるべき姿を実行するために、先頭に立って進んでいきます。

このために市民と密接な業務に対して、サービス基準とその実践誓約である「行政サービス憲章」を宣布し、次の事項を遵守することを表明します。

- 政策の決定と執行過程を公開し、さまざまな方法で、定期的に世論調査等を実施して、市民の期待と要求事項を積極的にとりまとめます。
- 市民が信頼することができる、行政サービスを適時、便利に提供します。
- 行政業務の処理手続きと基準を整え、適法な処理に従い、常時公開します。
- 市政サービスに対する市民満足度を、定期的に測定して、その結果を公開します。

以下、同じ目標を達成するために、具体的な「サービス履行標準」を定め、職員すべてが、誠実に守ることを約束します。

◎ 市民サービス履行標準

1. 民願人（行政サービスを利用する市民、要望市民等）を顧客としてお迎えいたします。

- 事務室入口には、担当公務員を1分以内に探すことができるよう、担当業務と座席配置図を掲示します。
- 全職員が公務員証を着用し、責任ある対応処理をいたします。
- 庁舎内有料駐車場を利用者に無料で提供し、障害のある方にも使いやすいように専用駐車場を確保します。
- 電話のベルが3回以上鳴る前に受話器をとり「こんにちは、〇〇課の〇〇です。何をお手伝いいたしましょうか？」と挨拶をして、要件が終わった後、「ありがとうございます」と挨拶後に、顧客が電話を切ったことを確認してから、受話器を置きます。

2. 顧客の不満の解決とともに、情報提供に最善を尽くします。

私達が提供したサービスに対し不親切・不満足を感じられた場合。さらに改善すべき事項がある場合には、申し出をいただければ3日以内に検討して、その結果をお知らせいたします。

3. サービスに不備があれば、是正及び補償措置をします。

私達のミスで、顧客が2回以上、訪問された場合、もしくは顧客と約束した行政サービス処理期間を守れなかった場合、公務員の各種公簿に誤りがあった場合には、すぐに事実確認をして修正し、最優先的に処理するとともに、部署長が直接お詫びをして、1万ウォン相当の商品券等を支給させていただきます。

4. 顧客満足度調査と結果公表を通じて、評価を受けます。

顧客満足度調査及びサービス履行標準達成度調査を、毎年1回以上実施して、調査結果をもとに、落ち度がある点を改善して、よりよいサービスを提供することができるように、最善の努力を尽くします。

なされている。

なお「富川市行政サービス憲章」及び「市民サービス履行基準」は前頁表のとおりである。

複式簿記制度運用

富川市では、効率的かつ透明性の高い財政運営に努めるとともに、市民に分かりやすい総合的な財政情報の提供を目的として、二〇〇二年一月一日から韓国的地方自治体に先駆けて、現金主義会計による単式簿記を廃止し、全庁で発生主義会計による複式簿記が導入されている。この概要は以下のとおりである。

(一) 目的 債の総合管理

① 地方財政の健全性の確保及び資産・負債の総合管理

現在韓国では中央政府とともに、地方自治体の予算編成・執行及び決算は、いわゆる現金主義会計による単式簿記（日本でも一般的な官公庁会計として運用されている）で行われている。

しかし、地方行政の財政力確保のために、適切な財政分析を通して、財政運用状況の把握及び財政の透明性の確保を行うことによって、その健全性及び効率性を高めることが最優先課題となりつつある。したがって、予算だけでなく、予算上反映されない経済的な資産変動の把握が可能な複式簿記の導入が重要であると認識されている。

② 財政情報の公開を通じた透明な財政運用

富川市では、地域に暮らす住民とともに地方行政を行おうという意識が形成されている。この制度の導入により、住民に対し、福祉及び社会資本への投資等、財政活動に

関する質の高い財政情報を提供することが可能となり、「知る権利の保障」と「財政の責任性・透明性確保」が可能となっている。

- ③ 長期的・未来指向財政管理基盤づくり
将来の債権債務に対する明確な認識と、早期管理体制を通じ、財政の健全性を確保することができる。

④ 國際機構の財政透明化要求への対応

IMFは、各國との財政状況と透明性を評価する観点から、財政透明性の規約において、発生主義による政府財政統計の算出を要請しており、これに対応できる会計制度の構築が求められている。

財政の健全性の判断・財政活動の国際比較等は、複式簿記適用を通じて実行可能であり、OECDの財政改革・勧告及びIMFの財政統計指針及び財政透明性規約等への対応が可能となっている。

(二) 特色

富川市において、この制度は複式簿記LADI (Local government Accrual accounting & Double-entry Information system)システムで運用しているが、このシステムは職員（使用者）が一度入力すれば、自動で単式と複式簿記の情報が作成され、通常の会計用語が行政の専門用語に変換されるなど、専門的な会計知識がなくても、運用が可能な配慮がなされている。

(三) 将来の展望

今後富川市は複式簿記が全部署で運用されるにしたがい、システムの安全性の向上を計画している。また、この制度が今後、国の指導の下で全国自治体に広がっていくことを考え、富川市が他の自治体に支援（ノウハウ提供・職員教育研修等）できるよう、内部準備体制を構築する計画があるという。

高い職員の意識

このように富川市職員はその勤務評定等に関する方公務員よりも緊張感の高い環境なかで勤務していると思われる。

しかし、職員の多くは、こうした行政のあり方に「市の組織」というのは市民のためにあるのだから、より良い市民サービスを提供するためには、組織のムダを無くし経営効率化に努力しなければならない」といふ意識が深く浸透している。

さらに「先進的な事例（海外国内問わず）を吸収しそれを行政施策に応用できるよう努力しなければならない、そのためには職員の個々人の能力開発が欠かせない」と積極的に語り聞かせてくれる。このように富川市でも川崎市と同様に、一般職員の広い層にわたり「行政をより良くしよう」という意識が深く浸透していることがわかった。

特に、富川市職員の多くが日本（川崎市）の行政に対して大きな関心を持つており、川崎市の事業内容や財政状況、さらには事務決裁方法に至るまで、様々な質問を受けている。彼らの関心は単に派遣職員への質問にとどまらず、実際に今年度に入り民頼許可担当課（五月）、交通行政課（五月）等の職員達がそれぞれ、海外先進行政事例を学ぶという目的で日本（川崎市等）を訪問している。

こうしたことから、富川市職員の公務員としての自覚及び意識の高さを伺い知ることができる。

参考文献
月間 地方行政 二〇〇二年三月号 (一) 地方行政研究所
・公務員多面評価実施計画二〇〇二年度第一
次・富川市行政支援局総務課編
・二〇〇一年「総合観察制」運用計画・富川市
・二〇〇一市政計画・富川市
・議会ハンドブック・川崎市議会事務局
・わかりやすい複式簿記制度・富川市他

二〇〇二年ワールドカップ日韓共催が歴史的成功を収め、日本と韓国間の意識的な距離が縮まってきたことを実感する。またIT先進国として躍進していることは日本でも周知の事実である。これからは單なる実を見据えた交流をより活発にしていくことが求められる。

一方で韓国の地方（富川市）行政においては情報化面、業務効率化面、市民サービス面でユニークな様々な施策を開拓しているが、日本の一般層にはあまり広く知られていない。当然ながら、これらの行政政策は韓国（富川市）の特有な社会事情、国民性・文化、風土等の中で培われたものであり、そのまま川崎市の行政に用いることができないが、隣国友好都市の先進例について、その運用の問題点や課題及び成功と失敗の事例等を調査・分析することは、大いに意義のあることであると考えている。

私は、こうした韓国行政（富川市の行政事情）の情報をより多くの方々に提供することも派遣職員の今後の役割の一つとして考へているが、本稿では誌面や時間的な制約そして筆者の語学力の問題等が重なり不完全な形でしか紹介できなかつたことが非常に残念であるが、今後さらに詳しい富川市の行政事例等を紹介していきたいと考えている。

ホームレス者の 自立支援施設「ハーバー宮前」 運営の経験から

(特・非) 神奈川県消費生活信用サポート副理事長

横田克巳

(特・非) 「神奈川県消費者信用生活サポート」は平成二年、長期不況とともに増大する多重債務者の救済支援を目的に設立されました。そこで多重債務者支援システムづくりに取り組むうちに、その表裏の関係にある野宿生活者の急増問題は避けた通れない課題と気づきました。こうした状況のなかで、多重債務者支援事業を模索するうちに、野宿生活者の支援施設として平成二十三年一月に宮前区宮前平の尻手黒川線に面した四階建ての独立寮を改装した定員四四名の「ハーバー宮前」を開設することになりました。

設立の主旨は①日本の豊かな物質文明社会にありながら、避けられないホームレス者の発生に対処するため、原因の究明をはかり、生活の改善と就労を支援し、社会福祉及び人権の確立と都市環境の保全に寄与する。②野宿生活者に必要かつ良質な生活支援システムを提供する非営利・協働の市民事業を開発・運営して、社会のノーマライゼーション実現に貢献する。③野宿生活者に対応する施設及び

「ハーバー宮前」では、開設時からできる限り寮生の参加による、自主運営領域の拡大を目指して寮長のサポーターとして入居者から選ばれた寮長代行や各階委員を選びました。したがって常勤スタッフ配置による二十四時間の管理体制は当初から考えず入居者の多才で多様な能力に依拠してきました。現在三六名が生活食事当番、清掃当番、風呂当番を各階持ち回りで行い運営しています。年齢は二八歳から八二歳まで幅広く、平均年齢は五二・六歳です。費用負担は生活保護受給者及び年金生活者から家賃五三、〇〇円、食費四二、〇〇〇円をもとにして施設経営を行っています。しかし、採算分岐点は人居率九〇%近くにあり、赤字が続いている

います。

ノウハウを駆使して運営する支援事業のネットワーク化をはかり、社会への復帰及び参加の諸条件を整備する。ことにありました。

自立支援策などについて意見交換しました。また五月三日には川崎北公共職業安定所、宮前福祉事務所から担当職員に来てもらい、当面している就職活動や健康管理問題策の相談など、自立に向けての具体的な方策について話し合いました。

また、九月から月二回二時間、心身の健康を促し自立へと向かうために必要と思われる入居者を対象に、心理治療法(ゲシュタルトセラピー)としてワーカーショップを行うことにしています。

現在の就労状況については、三名が宮前区の農業者である小泉さんの好意で畑仕事の研修を行つており一年を経過すれば、自立の途も見えてくる予定です。また、「ハーバー宮前」の家主である吉崎さんの関係で、マンションの清掃業務に三名が週三日働き出しました。食品関係の仕事では二名が現場見学・研修に行つてみましたが当人から無理との判断がありました。

もう一つは、就労につながる研修活動への行政支援ができないのかということがあります。五〇歳台の入居者が多いのは、一般的の失業状況と類似しています。しかし、ほぼ全員とも失業保険が無い人たちであり、職業訓練を受ける要件として、国や自治体の援助が得られない権利状態にあります。また生活保護の受給者を受けます。また、ホームヘルパー二級の講習に行っている者一名、ほか一名の希望者は講習の抽選もれとなっています。

以上が「ハーバー宮前」の自立に向かた経過の概要ですが、今後の課題として以下にいくつか挙げてみました。

一つには、これまで福祉制度の網にからなかつた野宿生活者達の待遇をいかに実現していくのかという課題があります。その一つには、この人達が「ハーバー宮前」に入つてから分かつたことですが、すでに一人では生活できない人が一〇人ばかりいます。軽いボケであつたり、知的障害を持つていたりで自分で金銭管理が出来ないだけではなく、病院の通院も付添いが必要な状況です。こうした福祉と医療のはざまにある諸問題が、福祉事務所に最初に相談に行つた時点で把握され適切な就労や福祉について調整と指導があれば、迅速かつ有効な対応ができるでしょう。複合的な生活保護対策の業務領域を拡大できないうま生き保護と目前の事務処理に追われて、総合的な判断・指導が出来ていないのが現状です。また、増え続ける野宿生活者のうちとりわけ多様化する病弱者の受け入れ施設が福祉行政として対応できない状態が続くのは人権問題にも繋がります。

もう一つは、就労につながる研修活動への行政支援ができないのかということがあります。五〇歳台の入居者が多いのは、一般的の失業状況と類似しています。しかし、ほぼ全員とも失業保険が無い人たちであり、職業訓練を受ける要件として、国や自治体の援助が得られない権利状態にあります。また生活保護の受給者

にとつては四十五万円の受講料でも支払うことが困難なのです。厚生労働省の見解では「就労につながる研修」とは、研修終了時点で受入先が決まっている状態をいう、とのことです。その条件に適合する人はほとんどいないのです。資格を取得した時点で初めて就職活動のスタートラインに立てる立場の改善が不可欠です。ボーダーラインにある自立支援策を成功させることは、野宿生活者が就労することによって生活保護費の削減につながるし、税金を支払うことが可能になることです。野宿生活者の集中度の高い川崎市では、国策待ちやタテ割り制度依存でなく、東京都のように独自の有機的支援策を探ることが求められているといえます。

さらにこの間の経験では、就労相談窓口と福祉局（福祉事務所）の連携が無いことから起るムリやムダも問題です。働きたいが働き口が無い人と職業を紹介する作業を行なう窓口（ハローワーク）、生活保護から自立させていきたい福祉事務所、の三者の思いは同じはずなのに協働して一緒に結果を出す連携がなぜ自発的に取れないのか不思議に思います。

川崎市がめざす自立支援センターは、従来の管理型施設をつくるのではなく、連携のとれたトータルな野宿生活者問題の解決に寄与してほしいものです。

私たちの短期間の経験からも、一定の快適空間を提供し、そこから自立への途を地域や行政の様々な機関が一体となって支援して、地域に根を張った施設ネットワーク形成が望ましいと考えています。いまや誰しもが、社会的弱者になる可能

性をもつ時代になつたのですから…。

具体的なイメージは、二〇人程度の規模で、居住者のなかから一～二名をスタッフに採用し、施設全体の運営をNPOやボランティアの方が担いやすくする。このような施設を三〇～五〇ヶ所準備します。（市の調査では八〇〇名、川崎本曜バトロールでは二、〇〇〇人の野宿者が存在するというが全員の人居はありえない）。地域支援施設は空きアパートや会社

の独身寮だったところを借り上げるのに一定の助成をすれば、新しい施設を建設する費用に比べれば全く低く抑えることができます。また、自立支援活動には、医療、福祉、職業相談、職業訓練やカウンセラーナどの連携も必要となり、地域のセーフティネット形成の拡充にも寄与することでしょう。

の独身寮だったところを借り上げるに一定の助成をすれば、新しい施設を建設する費用に比べれば全く低く抑えることができます。また、自立支援活動には、医療、福祉、職業相談、職業訓練やカウンセラーナどの連携も必要となり、地域のセーフティネット形成の拡充にも寄与することでしょう。

こうした状況下で、緑豊かなまちをつくるためには、従来のような大規模開発による緑地計画や新たな建造物を設置するのではなく、まず身近にある地域の施設を見直し、積極的に有効活用することを考えみてはどうだろうか。経済的な負担、経費支出をできるだけ抑え、既存の施設の改善を行い、市民と行政が協働することによって、緑豊かな地域づくりができるのではないか。川崎市緑化センターをモデルに考えてみた。

市民の目②

川崎女性塾からの報告

植田いく子

宮前区

●「緑化センター」とは

身近にある緑の施設ということでお川崎市緑化センターに着目した。場所は川崎市多摩区宿河原、JR南武線・宿河原駅から、徒歩五分にある。平成二三年度緑化センター概要によれば、面積一三、一三二平方メートル、常勤職員八名、年間予算額二九、一八二千円が計上されている。施設の管理、都市緑化の啓発、栽培土壤の診断事業、試験研究、相談指導及び展示による農業指導とあわせ、市民に親しまれる園芸づくりの一環として「緑の相談所」を開設するとともに、憩いの場として公開している。

緑化センターは昭和三十三年に農家の指導、相談を中心として設置され、昭和五十四年八月に「緑の相談所」として開園された。専門性を活かした事業が継続されており、経済局の管轄となつている。近隣住民にとって緑化センターは桜の名所であり、シクラメンの販売などがよく知られている。四季折々の展示物、たとえばツバキ、サツキ、秋の七草などが建物入口に整然と展示されている。きちんと

30プラン」（川崎市緑の基本計画）が作成されている。この計画は環境局が作成したもので、三〇項目にわたる緑の施策があり、市民、企業、行政が役割分担しながらプランを推進することが示されている。

長期的な経済不況に陥っている現在、川崎市の財政も厳しい状況にあり、行財政構造の改革が急がれている。その一つとして市の直営事業のなかで民営化したほうがよいと考えられるものについては、その方向で様々な検討が行われている。

こうした状況下で、緑豊かなまちをつくるためには、従来のような大規模開発による緑地計画や新たな建造物を設置するのではなく、まず身近にある地域の施設を見直し、積極的に有効活用することを考えみてはどうだろうか。経済的な負担、経費支出をできるだけ抑え、既存の施設の改善を行い、市民と行政が協働することによって、緑豊かな地域づくりができるのではないか。川崎市緑化センターをモデルに考えてみた。

手入れされた庭園は素晴らしく今のままで十分に楽しめるものであるが、整然とした展示物と植栽の間を散歩するだけの現状から、市民にとつてさらに親しみやすく気軽に訪れることができる場所にするために、緑の施策を進める環境局との連携や市民との協働ができないだろうか。現在の緑化センターの持つている機能に、より広範囲な有効活用を付加出来ないかと考えたものである。

川崎市緑化センター条例（昭和五四年制定）の第一条に都市緑化の推進と園芸技術の向上を目的として緑化センターを設置するとあり、また平成七年に制定された「かわさき緑の30プラン」の中で緑化センターは緑に関する情報の収集、発信の拠点となるよう位置付けられている。その立地から緑を保全、育成しなければならない都市に位置していることもあり、緑化センターが川崎市の緑化に関する情報発信拠点としてさらに積極的に活動をはじめれば川崎市民に緑豊かな住環境を保全、創出する役割を果すことができると思われる。

川崎市では現在、緑化活動に多くの市民グループが取り組んでおり、市民意識の高まりと共に自発的な活動も増加している。「飛森谷戸の自然を守る会」「平瀬川流域まちづくり協議会」などの活動はこれまで着実に成果を上げてきている。

●「緑化センター」に対する提案

1. 地域の核となる
2. 教育の場として
3. 情報の発信できる基地とする
4. 市民との協働による運営体制

以上四項目を市民に開かれた施設として機能拡充を図るための提案の柱として考えてみた。

緑や環境に取り組んでいる地域の様々な活動の拠点とし、ITを使い広範囲の情報を収集し発信する。地道な緑の運動を継続していく、苗木育成の里親制度を作り市民が苗木を育て緑に関心をもつことや、川崎の農家に援農に行くといった農家との交流を通して農業の実態を知ることなど、身近なものとして植物とかかわる。また女性、子ども、高齢者、障害者等、誰もが自由に入りできる出会いの場として、オーブンステースを作り解放する。学校の週休二日制などにも対応し地域との交流を深めながら植物を学ぶことや、植物を通して年中行事など生活文化を楽しみ、園芸療法や植物療法など健康や医療に役立てることが出来れば緑化センターの存在は今よりさらに高まるものと思われる。活動拠点として確立するためには管理運営の面で市民と行政との新たな組織作りも視野に入れる必要がある。

以上のように緑化センターの内容の充実および活用法は様々あり、それに比例して多様な働き方も作り出せるのではないかと思われる。教育の場としてまた伝統文化を守り育て日々の暮らしを豊かにするために、本来の緑化センターの機能に新しいメニューを付け加えることであらたな可能性が広がるのではないだろうか。

●おわりに
高い経済成長が見込まれない今、資金不足を理由に消極的になるのではなく、



緑化センター

現在持っている資産を有効活用する視点が行政には必要であると思われる。時代の変化は思う以上に速いスピードで進んでおり、柔軟な対応が求められている。老朽化した建物や利用頻度の低い最新施設も市民の資産であり、その活用について市民は関心をもち注意深く見守つていかなければならない。
緑化センターを緑政策の中できちんと位置付け活用を図ることと、緑化センターのさらなる飛躍のために今後の可能性について重要な意味を持つことであると思われる。

神奈川子ども未来ファンド

(特定非営利活動法人まちづくり情報センターかながわ内)

綿引幸代

● 神奈川の子どもたちをとりまく状況とNPO活動

神奈川県は、中学生の三一人に一人が不登校である。(二〇〇一年度)。県内の児童相談所に寄せられた虐待の相談件数は、毎年増え続け、(二〇〇一年度には)九〇九件に達した。虐待の被害者は、学校就学前の乳幼児が半数を超えていた。子ども・若者の生き難さ、子育ての困難さを示す数字の一端である。このような状況の中、当事者だけに「責」を負わせるのではなく、子育てや、子ども・若者が抱える生き難さを分かちあおうという市民がいる。彼らは、NPO(市民活動団体)を組織して、子ども・若者の育ちや学びに関わる「場」を運営している。例えば、幼稚園に入る前の〇歳、一歳、二歳、三歳までの乳幼児とその親がいつでも来たいときに来られる「親子の広場」。学校に行っていない子どもたちが、毎日通えるフリースペース。障害をもつていたり、不登校というより既存の学校から

はじきとばされた子どもや若者たちが学ぶフリースペース。家庭内暴力や引きこもりなどで危機に陥っている子ども・若者が緊急避難的に生活する共同宿泊所などである。子ども・若者をめぐる状況は、このようなNPO活動を地域の中でさらには必要としている。

● 「場」の課題

ある。

これら、「場」を継続的に運営するには、専用の「スペース」と、専従スタッフが必要である。様々なニーズをもつた子ども・若者一人ひとりに寄り添い、「場」を維持運営し、ボランティアをコーディネートするには、専従スタッフの存在は欠かせない。スペースの維持費(家賃)、人件費、事業費などの経費は、利用料を基本に、不足分は民間財團等からの助成金や、小口の寄付などでまかなわれている。しかし民間財團等からの助成金は不安定であり、個別のNPOでは、寄付先の開拓にも限界がある。現在の「場」は、不安定な財源の中で、主宰者たちの人並

みはずれた努力によってようやく維持されている。

● NPOの資金を集めNPOⅡ特定非営利活動法人神奈川子ども未来ファンド

個別のNPOが努力して財源を確保するには限界がある。そこで、特定非営利活動法人まちづくり情報センターかながわ(通称アリスセンター)の呼びかけにより、複数のNPOが力をあわせ、新しい資金開拓の仕組みを共同で創り出そうという試みが、二〇〇一年六月から神奈

川県でスタートしている。川崎市高津区にある「フリースペースたまりば」も含めて、県内五つのNPOと、アリスセンターほか三つの中間支援組織、計八つのNPOがネットワークを組み、二〇〇三年春には、「特定非営利活動法人神奈川子ども未来ファンド」という新しいファンド組織を立ち上げ、そこが、資金を集め、管理し、配分するのである。

神奈川子ども未来ファンドは、米国のオルタナティブ・ファンダンドをモデルとしている。資金調達の方法は、企業、商店街、労働組合、生活協同組合、学校、病院などにご協力をいただき、子ども・若者の問題に心をよせるお客様、従業員、組合員が、寄付をしやすい仕組みをそれぞれの場に応じてつくりだす。資金が集まつたら事務局経費を除き、まずファンド創設に貢献している五団体に配分し、資金調達が順調にすすんだところで、県内の他のNPOに配分を拡大していく予定である。その際には、空間的な場(スペース)を持つているNPOに限らず、

虐待防止プログラムや、子どもホットライン、引きこもり傾向にある若者の就労支援事業などを支援対象としていく計画である。

●これまでの取り組み

神奈川子ども未来ファンド設立準備委員会のメンバーは、現場の活動を抱えながらも、毎月二回、ファンドの考え方や戦略などを討議し、二〇〇一年一二月頃からは、サポートセンター拡大のために協力要請活動をはじめた。まず、これまでそれがNPOを支えてくれたボランティアや、理事、知り合いなどに声をかけ、ファンド構想を相談し協力を依頼してきた。二〇〇二年五月には関係者以外にも、広くファンダード設立への協力をよびかける「報告会」を開催している。このような動きをふまえ、二〇〇二年八月現在、いくつかの寄付のプログラムが動きだしている。ここでは、特に、川崎市内において協力をいただいているいくつかの事例を紹介したい。

川崎市では、「フリースペースたまりば」をこれまで個人的に支えてきてくださったサポーターが、自分が所属する組織に働きかけて、新しい寄付の仕組みが始まった。神奈川子ども未来ファンドへの寄付は、未来を担う子ども・若者を支える多様なNPOへの寄付という広がりを持つことで、個人の寄付だけではなく組織的協力が可能になっている。高津・宮前飲食店組合では、賛同をいただいた飲食店が、募金箱、ポスター、パンフレットなどを設置してくださっている。モトスミ・ブレーメン通り商店街振興

合、商店街などそれぞれに応じた仕組みを着実にひろめていく予定である。

●神奈川子ども未来ファンダがつくりだす社会

神奈川子ども未来ファンダの活動は、単に「資金調達」というよりも、人と人とのつながり活動である。寄付の協力を得るためのキャンペーン活動やご相談に

同いがら、自分の子どものこと、知人の子どものことで悩んでいる方が少なからずいることがわかった。しかし子ども、若者をサポートしているNPOがあると

いう情報すら一般にはあまり浸透していない。神奈川子ども未来ファンダのことがマスコミにのるたびに、不登校当事者や親、ボランティアをしてみたいという方から「場」を紹介してほしいという電話が設立準備委員会事務局に入ってくる。ファンズづくりは、子どもや若者の問題を広く市民に知らせ、それを支えるためのNPOの活動内容を広めていくプロセスでもあることを実感できた。

来春設立される特定非営利活動法人神奈川子ども未来ファンズの事業は、資金集め、管理、NPOへの配分以外にも、子ども・若者の抱える課題、NPOの活動紹介など情報の窓口としても機能する。横浜市港北区

・特定非営利活動法人コロンブスアカデミー（横浜市青葉区）

・特定非営利活動法人楠の木学園（横浜市港北区）

・特定非営利活動法人びーのびー（横浜市港北区）

・特定非営利活動法人まちづくり情報センターかながわ（通称アリスセンター）

・市民セクターよこはま

*神奈川子ども未来ファンダ設立準備委員会事務局

横浜市中区新港二二二一 横浜ワールドポーターズ六F
TEL〇四五一二二二一五八三五
FAX〇四五一二二二一五八三六
e-mail : alice@jca.apc.org



モトスミで寄付キャンペーン



モトスミキャンペーン



ペットボトル寄付

組合は、環境にやさしい商店街として数々の活動をしている。そのひとつが、ペットボトル・空き缶のリサイクルである。リサイクルポイントを貯めると、商店街のお買い物券と交換できる。ファンドの趣旨に賛同してくれた市民の方々からボイント券を寄付していくだけ、集まつたボイント相当数の金額を振興組合が換金して寄付してくださる仕組みである。さらにこの秋からは、マイバック持参運動とリンクさせた寄付もスタートする。これまでも、モトスミ・ブレーメン通り商店街振興組合では、環境の悪化を招く

レジ袋を減らすために、環境を考える市民グループとともにマイバック持参運動をすすめてきた。さらに持参者を増やすため、マイバックを持参した場合、お店がレジ袋代に相当する額を寄付する。環境に配慮した行動が、子ども・若者のサポート活動をしているNPOを支えるという一挙両得の仕組みである。

その他、携帯電話販売会社が、コミュニケーションの輪を広げるという企業理念のもとに、売り上げの一部を寄付する試みもスタートする。これらの先行事例をもとに、他の地域の、職場、企業、組

を通じて投票するのが寄付である。気軽に投票できる仕組みを地域の中のあちこちにつくりだすことで、財源をもたないNPO活動を支えることができる。神奈川子ども未来ファンズは、NPOが主導して寄付の文化をつくりあげようとする先駆的な取り組みもあり、異分野、他地域のNPO活動の活性化にもつながる試金石である。

*神奈川子ども未来ファンダ設立準備委員会構成団体

・フリースベースたまりば（川崎市高津区）

・のむぎオーブン・コムユニティスクール（横浜市青葉区）

・特定非営利活動法人びーのびー（横浜市港北区）

・特定非営利活動法人楠の木学園（横浜市港北区）

・特定非営利活動法人コロンブスアカデミー（横浜市磯子区）

・特定非営利活動法人ハブリックリソースセンター

・市民セクターよこはま

*神奈川子ども未来ファンダ設立準備委員会事務局

横浜市中区新港二二二一 横浜ワ

ルドポーターズ六F

TEL〇四五一二二二一五八三五
FAX〇四五一二二二一五八三六

e-mail : alice@jca.apc.org

子育て支援の現場からの事業構築

川崎区子育て支援関係機関連絡会への取り組みから

川崎区役所保健所健康課

柴山陽子

●管内の母子を取り巻く状況

少子・核家族化が進み、子育てをめぐる様々な問題が顕在化する中、その支援の必要性は増すばかりである。当保健所が管轄する川崎区は市の最南端に位置し、東京・横浜に隣接する人口二〇二、一二四人のまちである。利便性がよく転入出が多い地域である一方、京浜工業地帯の発展とともに、長年居住する住民が混在する地域であり、年少人口比二二・四（平成二十三年一〇月一日現在）、出生率総数四一・五（平成二一年）という状況である。

行政においては「子どもの育ち」を保障する責務があり、国の「健やか親子21」にもうたわれるよう、住民の子育てを支援し、健やかな母子保健の推進を図ることが重要な課題である。本市においては二〇〇〇年一二月「川崎市子どもの権利に関する条例」が成立、翌年四月一日より施行されている。しかしながら、保健所内の乳幼児健康

●川崎区子育て支援関係機関連絡会の発足と経過

そんな思いから「川崎区子育て支援関係機関連絡会」を平成二一年三月に立ち上げた。①情報交換・課題の共有化②適切な役割分担と有機的な連携体制づくり③ネットワークづくりのために、区内の保育園・児童相談所・子育て支援センター・社会福祉協議会など、主に乳幼児の子育て支援をしている一〇数カ所の機関に呼びかけ、事務局を保健所におき、隔月一回の開催で三年が経過した。当時市内では八五件にのぼり、虐待予防を含めた母子保健の課題解決、対応は急務であった。しかしながらそのニーズは高く、対応困難なものも多いの現実である。

ただ、この対応に向けて、子育て支援の現場として、「いま以上の何か」を提供するにはどうしたらよいのか。新しい事業をおこすには、予算がない・時間がない・人がいない・手立てがない…。様々な制約の中で手詰まりの状況のように思われたが、切り口を変えて周囲を見てみると、同じような事業内容を抱え、同じように悩んでいる部署がいくつもみえてきた。

●子育て支援関係機関連絡会で得たもの

この様に、ひとつつの部署や機関では組み立て困難なことも、連携・協力していくことでそれぞれの機関の独立性や専門

り、子育てのポイントや支援機関のマップを作成し、駅前地下街の広報コーナーに展示をしたりした。会を重ねる毎に機関の連携意識は強まり、小さな事でもお互い気軽に相談をしたり、協力し合える体制ができてきた。

●かわさきく子育てフェスタへの取り組み

二三年度は各機関が「かわさきく子育てフェスタ」と銘打ち、子育て支援週間のようないものを六日間にわたり設定し、施設のPRを行った。フェスタ期間中は毎日、区内の施設のどこかで親子が楽しめるイベントや講演会を開き、中日には合同のイベントを企画、親子体操や手作りおもちゃ、読み聞かせやパネルシアターなどを展開した。子育てに関する広報はボスター・チラシの作成から、市政だよりや新聞掲載、ギャラリーバスなど、一人でも多くの住民の目に届くよう力を上げ、計一、三六〇人の参加を得た。

この開催においても、各機関がもつ事業や専門的な技術を持ち寄るような仕組みにし、予算措置が少ない中で、マンパワーと知恵を榨り出し、連携のもとに創り上げることができたと考える。また、予想以上に参加者が多く、PR効果が高かったのと同時に、このような企画や支援が多くの住民に望まれていることを再認識でき、日頃の業務を振り返るきっかけともなった。



① かわさき子育てフェスタ
② 中島園児
③ パネルシアター
④ 親子体験
⑤ おもちゃ
⑥ 手作りおもちゃ
いどばた会議



性、得意分野が發揮され、創造の可能性を大きく広げることができる。ことに縦割りといわれる行政ではあるが、このようないい横の広がり、ネットワークを即時的に持てるという利点もある。前述のように、顔をあわせ、話合いを重ねる毎に機関の連携意識がさらに強まり、「会議で知つた顔のあの人へ聞いてみよう!」といつた気軽な気持ちで、小さなことでもお互い相談したり、協力しあえる体制ができてきたため、様々なケースがつながりフォローアップされたり、事業がつながり

り力を貸しあえたりと、子育て支援業務に広がりを持てたと考えている。これは子育て支援に関してのみでなく、すべての業務にいえることであり、点と点をつなぐことが面をつくり、面と面を組み立てることが立体をつくっていく様である。

●子育て支援関係機関連絡会の今後

一四年度は「かわさきく子育てフェスティ」の開催にむけ、実行委員会を立ち上げ準備中である。今回は住民の力を加え、住民と行政のパートナーシップという視点にたった様々な事業の実施を検討している。住民とともに企画を進めることで、住民にも現代の子育ての困難さや、その支援の必要性・課題が啓発でき、地域で日常的な子育て支援が展開されること、同時に子育て中の母親たちも当事者の立場を考えながら開催側で参加することで、住民側もその力を發揮し、地域における子育てを支援できる仕組みの構築を目指している。

「川崎区子育て支援関係機関連絡会」は子育てフェスタの準備と同時に、区内の母子の状況を改めて見なおし、各機関の事業が有機的に連携し、効果的な組み立てとすることも大きな検討課題のひとつとなっている。また、区民向けの子育て情報の発信という視点から、子育てのホームページの立ち上げにむけ、検討・作業も進めている。

●おわりに

こうして誕生したこの会は今、区における母子保健のひとつの核となっており、いくつもの産物ができた。少しではある

が予算もついてきた。

「必要」は発明の母であり、「失敗」は成功のもとである。柔軟な発想が行政を変えていく鍵になることもまた確かであ

現場の目②

環境負荷の低減へ向けた取り組み

ISO14000取得の現場から

環境局浮島処理センター資源化処理係
玉川雅之

●経過

浮島処理センターは、平成一三年一月五日、ISO140001を市の機関ではじめて認証取得しました。将来的には全ての処理センターで認証取得するべく、準備を進めています。

私は浮島処理センターで働く技能職員です。私の職場では職種に関わらず、ISO認証取得以前から「小さな、具体的な、実践的な環境政策」を意識しながら仕事をしています。今回はそのような姿勢から施策化され、ISO認証取得時には「ストロングポイント（環境マネジメントシステムにおける構築状況、実施状況、改善効果等で特筆すべき秀逸な事項・JQA資料による）」として評価を受けた電化製品の電源コード回収について紹介します。

●おわりに

悪い言い方をすれば、誰から命令されるでもなく、勝手に始めた電源コード回収ですが、これ以外にも現場からの試行、提起により正式な業務となつた施策が多くあります。残念ながら技能・業務職員は「制度・政策に関わらない」ということで、提起をした職員が評価されることはありませんが、環境政策の第一線職員としての自覚から、自分たちにしかできない、具体的な行動としての施策を前向きに取り組んでいます。

現場で働く職員からの情報や視点がなければ、住民生活に身近な施策立案、改善、継続は難しいと思います。職種にとらわれない「小さな政策」の積み上げから、市としての「大きな政策」へつなげていくことが必要なではないでしょうか。

る。この会と「子育て」を鍵に、川崎が、住民が健やかな暮らしを築け、支えあえるようなまちにしていきたいと考えている。

最終的な処理方法が見つからない中での回収作業は暗礁に乗り上げかけました。その後、職場で家電メーカー指定リサイクル工場を見学した際に、電源コードは売却できることを知り、処理でくる会社を探し、見学に行くなど調査を重ねた結果、市として売却することができました。

●ISO取得

認証取得以前から現場の職員には「環境負荷の低減」という意識は備わっていましたが、取得に際してのJQAの審査報告において、電源コード回収は「ストロングポイント」として高い評価を得ることができ、そのことが更なる職員の意識向上や、具体的な行動の動機づけとなりました。

「住民投票条例」制定を目指せ

東京新聞川崎支局

松本觀史

るのは住民投票だ。

市長は「住民投票のことは頭にあったが、行革とからめると問題が複雑になる」と早急に条例制定を目指す考えがないことを明らかにしているが、納得できない。個人的には、是非とも条例制定に突き進んでほしいと思う。

地下鉄以外のランク付けは意外感なくすらすら読めた。ここで小休止。記者クラブから支局に移動する。読み始めて二時間以上が経過していた。もう夏休みも終わりだというのにめちゃくちゃ暑い。残りを読み始める前に「とりあえず、ビル」。

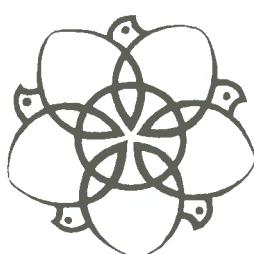
市民も、そしてわれわれ報道陣も待ちに待つた「川崎市行財政改革プラン」が九月三日に公表された。プランの冊子が事前配布されたのは八月二八日。七〇ページを超える分量にまず驚かされた。こういう冊子にはつきものダイジェスト版もなく、おそらく大学の卒業試験以来の真剣さでもって熟読吟味した。

まずは市長の挨拶文。「『萌える大地と躍るこころ』のサブタイトルはずいぶん考えたんだろうな。でも躍つてるのは言葉じやないかな」なんて不謹慎なことを思いながら読み進めた。

改革の三本柱のひとつ内部改革は極めて瀬切れがいい。職員の一、〇〇〇人削減や特殊勤務手当の見直し、昇給停止年齢引き下げなどの具体的なメニューが並ぶ。出資法人も今後統廃合する四法人の名前が明記されている。だけどちょっと削減数が少ないなど感じる。五月末に公表された点検評価では、もっと成績の悪い法人がたくさんあつたはず。特に

「かわさき市民放送」と「川崎冷蔵」「KCT」の二つは落第寸前だった。

市民から抗議の電話がじゅんじゅんかかる。かつて当初は応対が大変だったけど、このプランをつくった現在の職員のみなさんは、平成三十一年時点の市民から「なにもしなかった」と批判されることはないだろう、と思う。



柱の最後を飾る市民サービスについてはとにかく歎切れが悪いとの印象。「受益者負担以外の新たな市民負担の増加を回避する」という、お役所特有の難解な言い回しが目につく。「法定外目的などを市民一律の負担増は行わないけど、高齢者福祉などは現在のサービス維持は難しく、

市民の中には痛みを感じる人も出てくる」と正直に書くわけにはいかなかつたのかな。家庭ごみ収集についても問題点の所在を指摘するにとどめ、主な再構築例の中に盛られていないのが非常に気になつた。

まあ、記者は行政のやることにいちや意見を聞いて最終的に決着させたい」と書いてあつた。市長はとにかく地下鉄はやるけど、かかるお金はとことん削る方針だつたはず。この慎重姿勢は方針転換なのかな。

仮に地下鉄事業を休止・中止するなら、どこかの知事みたいに一方的に「脱ダム」宣言するなんてことは、市長はその性格からしてやらないはず。一番すつきりく

かわさき お菓子の サミット

経済局商業観光課

秋山敏之

街の個性・イメージづくりに向けた
名産品発掘と観光の振興

●街のイメージとは

街をイメージするとき何を思い浮かべるか、たとえばそこに根付く伝統や文化であり、人や物、または産業など様々なものが想像できます。東京や京都、大阪そして横浜や神戸などはそれぞれ独特な街のイメージをもっていますが、その印象はそこに住んでいる人々に限らず、他都市の人たちにも魅力的なものとして意識され、一度は訪ねてみたい衝動に駆られます。

ではここ川崎においてイメージされるものとは何か。工業都市として発展したこの街は、公害やギャンブルなどダークな印象が根強く、他を惹きつける魅力に今一歩欠けていたと言わざるを得ません。

●観光は景気回復の救世主?

長引く景気低迷の中、各都市が注目する産業に観光があります。この低成長の時代は、大量生産・大量消費ではなく、心に余

裕を与えることや健康維持が人々のメインテーマとなっています。非日常的な癒される空間を人々に与える観光は、時代のニーズにまさにあつてゐると言えるでしょう。川崎もバブル崩壊後はご多分に漏れず、産業の空洞化による景気低迷にあついでいます。観光に関する産業を育成することは、今後の川崎市の景気回復と街の発展に大きく関わることは間違ひありません。前段で紹介した川崎のダークなイメージを払拭し、一度は訪ねてみたい街にすることがこれからは必要になつてくるでしよう。

ところで観光客は訪ねた地で、必ずといっていいほどお土産としてお菓子を購入します。

しかし川崎には土産物として認知されたお菓子があまりありません。今後の川崎の観光開発には、まず銘菓の発掘が急務だと私たち商業観光課は考えました。銘菓によるイメージエンジが観光需要を増やす可能性があるからです。

平成二一年度から当課では、銘菓指定による名産品の開発を中心とした事業を行なっています。当初は他都市の銘菓指定の状況調査や、要綱の素案づくりを行つてきましたが、平成二三年度は、お菓子を購入する消費者に川崎市内でもおいしいお菓子が作られていることを知つてもらい、併せて

「川崎お菓子の市民サミット」を開催することとなりました。

●お菓子の市民サミット開催にむけて

通常フォーラムは、討論を中心として行なうものですが、今回はお菓子の試食を第一部として、気軽に参加できる雰囲気

を作り、より多くの人に来てもらうようにしました。もちろん単純なお菓子の試食会や物産展ではないので、できるだけ第一部の討論にも参加してもらおうし、試食アンケートには必ず答えてもらおうようにしました。さてフォーラムを開催するにあたり、準備段階でいくつかの問題がありました。以下例示しますと

① 業界の賛同をどのように得られるか

(販売に重きを置かないため出店者の利益は期待できない)

② 開催までの時間制約があり、より多く

の出店者を集めるには工夫が必要

③ 同様に参加者に対する宣伝方法にも

検討が必要

④ 開催場所をどこにするのか (③の宣

伝時間が少ないことに関連し、飛込み参加の期待できる場所を選ぶ必要

などがあげられます。

① の業界の賛同については、担当が意識

していたほど反発はありませんでした。自社製品の宣伝や川崎市のイメージアップのためには、経費は多少度外視してくれる意識が、業界には強かつたことはうれしい誤算でした。

② の出店者の募集は、市政だより、一般

紙の記事、ホームページなども活用しましたが、菓子協議会など業界団体を通じ、個店への説明・説得を行なつたことが幸いし、

③ のもの店舗が参加してくれました。

③については深刻でした。予算上の問題で大々的な広告は行えない上、時間も少なかつたため、従来とは違う手法を取り入れる必要があります。④の開催場所にも関連するのですが、通勤通学客の多く通行す

●サミット当日

朝からの雨は開催時間の午後五時にはすっかりあがり、スタッフユニフォームのエプロンを身にまとった阿部川崎市長や佐藤川崎商工会議所会頭も顔を見せたほか、取材陣も一〇社を数え、会場は立錐の余地もないくらい盛況を博しました。

試食では多くの方が「川崎にもこんな美味しいお菓子があつたのか」と話されていました。

討論会は各界を代表した五名のパネラーに参加いただき、お菓子に対する思いなどを語つてもらい、その後全員が参加して、質疑応答形式で銘菓作りの手法などをテーマに語り合いました。またアンケートについては参加者の五割を越える三三七件のサンプルが集まりました。

●アンケートの結果

参加者アンケートの結果を抜粋すると、まずお菓子を買う場面では、おみやげ・お返しをあわせると五二・一セントを占めています。和菓子の出品が多かったことから、お菓子が贈り物として期待されていることが読み取れると思います。その他の意見でも川崎から持つて行く土産が少ないで残

る場所近くの会場を選び、前日から付近でチラシ配りをして、少しでも興味のある人に参加してもらう方法を探つたのです。結果として参加者は六〇〇人を数えました。このように問題を解決しながら本番を迎えることとなつたのです。

念という声が多いので、魅力ある商品開発と積極的な宣伝により、土産物としての今後の消費拡大が期待できるはずです。

購入予算では、家庭での消費の場合一〇〇円～二〇〇円が八〇パーセントを占め、費用を抑える傾向にあります。土産の場合や中元等では、費用は平均で一～三、〇〇円です。広く川崎の銘菓が認知されば経済効果も期待できるでしょう。

ほかの質問では、川崎に相応しいお菓子はと聞いたところ、美味しい、伝統・歴史、市内で製造、安全の順となりました。“美味しい”や“安全”は確かな商品開発であり“伝統歴史”はそれを継続することです。業界の強い意識が今後とも必要でしょう。

最後に銘菓の選定方法を質問したところ、市民モニターの人気投票（四五パーセント）で大半を占めました。やはり市民参加の、市民に認知された商品が銘菓となることはこの結果からも歴然です。

●討論会

バネラーは全員で五名。お菓子の歴史を語つてくれた地元和菓子店の岩瀬さん。アトピーの人にも食べられるお菓子作りを続けている、同じく市内洋菓子店の松永さん。市民代表の庄司さん。庄司さんは地域での活動を通じ、女性を中心にお菓子への期待が強いことを話していただきました。そして菓子製造機械を作られている宇野さん。

宇野さんは全国のお菓子開発の成功例をお伝えいただきました。出店者の方は参考になつたのではないかでしょうか。最後に流通業界を代表して参加いただいた高橋さん。高橋さんの話で印象に残つたものをひとつ。

スーパーなどにお菓子を目的として買い物にくくは少ないが、買い物のついでにお菓子を購買する人は全体の九割を占めるということ、またお菓子の需要規模はお米と同規模で年間二兆円もあるそうなのです、大変な市場です。

お話を詳細は紙面の関係で割愛させていただきますが、今後の川崎の銘菓開発には欠かせない貴重な意見を頂くことができました。

●おわりに

この討論会を通じ感じたことは、業界・消費者とも銘菓開発に肯定的で、色々な機会に積極的に参加したいという声が多くつたことです。未開発の部分、たとえば今回のようないいきくことでも発展が期待できると思われます。札幌では、有名なお菓子ブランドがサッカーチームのスポンサーになることで相乗的なイメージアップに成功しています。川崎にもサッカーチームがありますが参考となるでしょう。

今後行政としては、同様の討論会をできるだけ多く開くこと。今回は時間配分などで、具体的な銘菓開発の話ができませんでしたので、次回への反省点としたいと思います。また宣伝としては、大型スーパーなどと連携し物産展を開催すること。物産展については一〇月にお菓子限定ではありませんが、川崎駅東西自由通路で開催いたしました。南北に細長い川崎ですので、今後は各地域で順次開催できれば良いと思われます。もちろんパンフレットやマップなどで広く川崎のお菓子を市内外に紹介すること

も必要でしょう。（図1・2）

さらに銘菓の指定については市民も参加すべきであるとの声が大きかつたことから、これからも各方面の意見を聞きながら熟成させていくことが必要でしょう。今後とも業界・消費者との連携を密にし、川崎の観光振興のために、この事業を盛り上げていきたいと考えております。

試食のようす



図1

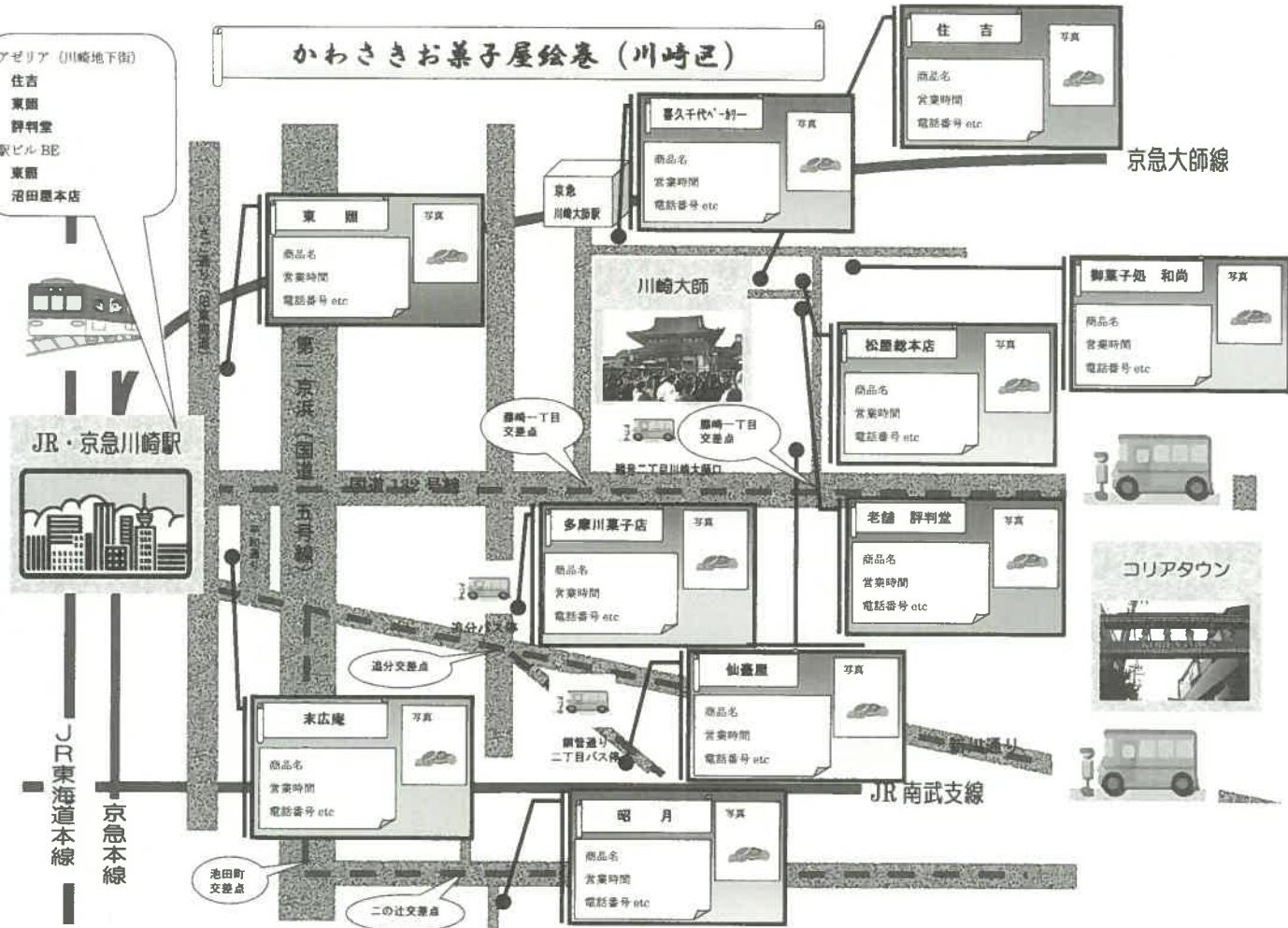


図2 3月27日(水)午後5時～8時
川崎商工会議所・5F講堂に!!

～かわさきの お菓子が大集合～

試食・即売会を開催します!

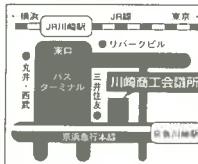
☆人気の伝統的なお菓子 ☆川崎市独自の創作お菓子
☆生活習慣病やアトピーの人にも安心・安全なお菓子など
市内各エリアの自信作を試してみてね!

試食して!
アンケートに回答すると
素敵なプレゼント!
みんなで、ワイワイ!
川崎の名物を探そう!

川崎の新しい名産品を
みんなの意見で
創りましょう!

午後6時～8時

- ①基調講演 「川崎名産品づくりの課題」
- ②パネルディスカッション お菓子の製造・販売者、市民の代表、専門家などパネラーと川崎の名産品を語ります!



お菓子の市民サミット

かわさき名産品の明日を、みんなで語ろうよ!

主 催: 川崎市 川崎商工会議所 川崎市観光協会連合会
後 援: 社団法人 川崎市商店街連合会

お問合せは、044-200-2327(市・商事課) 当日は、044-211-4117(商工会議所)まで

川崎市政日誌

(2002年1月～6月)

第一三回かわさきデザインフェアがかな
がわサイエンスパークで開催。「産業」
情報「情報」をテーマに都市、産業デザ
インを考える。

二月一日

市の人口が一二七万人を突破。

二月四日

参政権のない外国人市民の声を市政に反

映させるための「川崎市外国人市民代表

者会議」は最後の会議を開き、日本で生

活する上で最低限必要な手続き等を多言

語情報を提供し、周知の徹底を図ること

などの提言をまとめる。

二月六日

「二一世紀の自治・分権」をテーマにし

た市町村シンポジウムが開催。地域で活

躍する各分野の関係者が出席し、分権型

社会のあり方を探る。

市行政システム推進室のまとめで、市が

二五パーセント以上出資している第三セ

クター九社のうち、七社が二〇〇〇年度

末、総額約一〇三億九、〇〇〇万円の累

積赤字を抱えていることが明らかになっ

た。内五社は単年度でも赤字の状況。

一月九日

市内を走る国道二五号の環境改善基本案

がまとまり、歩道と車道の間に自転車道

を新設し、低騒音舗装や低騒音壁を設け

て環境基準のクリアを目指す。

一月十四日

成人の日に、一四、五七〇人が成人を迎

え、七、四三八人が「成人の日を祝うつ

どい」に参加した。

一月二十五日

市は必要性や効果の薄れた公共事業を見

直す市独自の事業再評価制度に基づき、

大規模多目的ドーム建設と地下鉄神奈川

東部方面線整備の二事業中止を決定。

設け、一年度末までに駅周辺型保育所
一七カ所を整備するほか、保育所二三カ
所の建て替えを計画。

二月一五日

市市民オンブズマンは、阿部孝夫市長に

一年間の運営状況を報告。申立ての受付

件数は一六五件、組織別では区役所が最

多く、対応や税務事務、建築指導絡み

で計三九件あつた。勧告や意見表明のケ

ースはなかつた。

二月一九日

阿部孝夫市長は本会議で施政方針演説を

行い、川崎再生に向けた三つの挑戦とし

て「行政改革」「区役所機能強化」「民

間活力導入」を挙げた。とりわけ行政で

は地方分権推進指針を策定し、区長の権

限の強化や市民投票制度の創設、市民自

治拡充のための総合調整条例を制定する

ことを明らかにした。

二月二六日

市保養施設用地として、市土地開発公社

が先行取得した静岡県南伊豆町の土地に

ついて、「かわさき市民オンブズマン」が

買い取り差し止めを求めた訴訟の控訴審

で、適正価格を超す額での土地買い取り

を禁じた一审判決を支持。

二月一二日

市保養施設用地として、市土地開発公社

が先行取得した静岡県南伊豆町の土地に

ついて、「かわさき市民オンブズマン」が

買い取り差し止めを求めた訴訟の控訴審

で、適正価格を超す額での土地買い取り

を禁じた一审判決を支持。

三月七日

市保養施設用地として、市土地開発公社

が先行取得した静岡県南伊豆町の土地に

ついて、「かわさき市民オンブズマン」が

買い取り差し止めを求めた訴訟の控訴審

で、適正価格を超す額での土地買い取り

を禁じた一审判決を支持。

三月一一日

市は、幸区小倉の「新川崎・創造のもり」

外部監査で市交通局が定年時に一律昇級を

行い、退職金を支払っていたことを指摘。

がわサイエンスパークが事業主体となる

計画を変更し、市独自で建設を進める。

三月一四日

市は、幸区小倉の「新川崎・創造のもり」

市南部生活環境事業所の開所式が二七日

に行われ、今後大師、田島事業所の管轄

を統合した形で業務を行うこととなつた。

三月二七日

市南部生活環境事業所の開所式が二七日

に行われ、今後大師、田島事業所の管轄

を統合した形で業務を行うこととなつた。

「川崎ブランド」の新銘菓を発掘する「お

菓子サミット」が川崎商工会議所で行わ

れ、五〇〇名以上の市民が参加。

成多数で可決した。

三月一七日

ボルチモア市からボルチモア・川崎姉妹

都市市民委員会のメンバーが来川し、阿

部市長を表敬訪問。

麻生の里山をどう引き継いでいくかをテー

マに、「里山フォーラム「麻生」が開催

される。

三月二五日

工部から研究開発型都市への転換するた

めの方策を模索する「サイエンスシティ

戦略会議」(議長・吉川弘之産業技術總

合研究所理事長)が開かれる。八つの中

間とりまとめ案が提示され、議論を元に

中間案に修正がなされ、八月を目途に最

終提言をまとめる。

三月二六日

川崎縦貫高速鉄道線研究会の市民部会の

初会合が行われる。割高という車両費へ

の疑問や車両基地と環境、残土量の抑制

策など、事業費節減に向けた意見や指摘

がメンバーから提示された。

三月二七日

市防災会議が開催され、二〇〇一年度の

修正案を了承した。この中で、阿部市長

は、被害の防止に、市民や関係機関、企

業が一体となつて取り組むことの重要性

を説く。

三月二七日

市は、幸区小倉の「新川崎・創造のもり」

市南部生活環境事業所の開所式が二七日

に行われ、今後大師、田島事業所の管轄

を統合した形で業務を行うこととなつた。

が本当に難しいなど実感しています。市役所の中と世の中では、世の中の動きの方が明らかに早く、自分はだいぶ遅れをとっているような気がしてなりません。

近年は平成不況の中で、構造改革が呼ばれていました。今までの社会経済システムではもはや立ち行かないということだと思いますが、それではどのようなシステムならよいのか、明確なビジョンを出すことはなかなか難しいですね。

市役所が「これだ!」といえば、市民の目も少し違ってくるのかな? それとも市民と議論することが必要なのかな?

(財政局管財部契約課 澤田尚志)

◇近所の公園も好きですが、大規模公園は森林のようでもっと好き。電車で四つのところにお気に入りの大きな公園があり、二歳の娘とともに毎週木出かけています。小さな動物たちに触れることができるブースを目指し、回数券も買い、通っています。そこは動物園ではなく牧場なので、覚える動物にどうしても偏りがでてしまします。ゾウやキリンでなく、牛や豚やウサギや馬。家畜ばかりです。まあ、それも一興かもしれませんね。

(総務局職員研修所主査 高橋慶子)

イギリスのシングルマザーが描いた夢と冒険のファンタジーが世界中でベストセラーとなっています。私も、その魔法に魅せられ、家族とともに睡眠不足に陥った一人であるが、先日、原作者であるローリング女氏のインタビュー記事を目にしました。「私の誇りは、本がベストセラーになったことではなく、TVゲームに心を奪われていた子どもたちに福音のおもしろさを再発見させたことです。

一丁の進展により活字離れに拍車がかかる中で、「読み、そして考える」という本の楽しさを次の世代に伝えたとすれば、その功績は図り知れない。社会が成熟化に向かいつつある今日、自治体を取り巻く環境は大変厳しく、ボッターのような魔術的解決は望むべくもないが、だからこそ、本誌のような政策誌を通じての議論が重要な発刊十三号を迎えたが、多くの賢者を生む泉として、本誌がますます充実していくことを期待したい。

(総合企画局企画部企画調整課副主幹 稲垣正)

◇私は人所當時に「どんな公務員になりたいか?」と聞かれて、「時代の読める公務員になりたい」と答えたことがあります。今、数年が過ぎ、これ

『事務局あとがき』

◇今回は、行政改革を踏まえた自治体計画とは、という視点から特集を組みました。

限られた資源をどのように配分していくのか、市政というものの根本的命題があらためて問われています。日本全体に問われている状況が集約されているように見えますが、今後、この配分決定のプロセスを市民の参画を保障しながらどう組み立てていくのか、本誌が少しでも参考になれば幸いです。

(総合企画局政策部主幹 秦野純一)

◇小春日和の一日、和光大学の人達と一緒に、麻生区の岡上を歩く機会があった。飛び地であると

いうこと、そして市街化調整区域が多く残っているということから、市内の他の地域とは違った作まいを見せる岡上。地域の豊かな生命の脈わりと人々の音が静かに響ぎあう。それでも七年ぶりに訪れた谷戸は建設残土で埋められ、山伏の家は洋風の住まいに形を変え、確実にその風景は変わりつつある。残すべきものと、つくり・かえるものとの間で、地域は揺れている。岡上の地からのメッセージを読み解き、これからを考えるヒントとした。

(総合企画局政策部主査 中村茂)

◇「まちづくり」という言葉が広く使われている中で、最近「まち育て」「街いかし」といったタイトルをつけた本を読んだ。著者は、大学教授、商店主と全く異なる分野の方々だが、思いは同じで、まちを主体的につくつていこう、そだてていこうという主張だった。今回の特集では、今後の総合計画策定を中心とした「川崎のまちづくりのあり方」が取り上げられていたが、最後に重要なのはまち・住民という言葉が現場性をもつて書かれていることだと思う。私も川崎市に暮らす市民として、また川崎市役所に勤務する一公務員として、川崎のまちづくりを語れるようになりたい

◇異動して半年が経ち、ようやくまわりの状況が見えるようになつてきたのと同時に、行政を取り巻く様々な問題や、それに対応する行政側の課題もたくさん見えてくるようになつてきました。例えば、市民活動事業を活用したサービス提供が今後拡大していくことは疑いようがありませんが、市民活動の種類も形態も様々あります。その実態についての情報を市民も行政も網羅しているわけではないし、行政側の対応も市民活動の分野によつて縦割りとなつていて、実際は課題山積、混沌としている状況です。まさに社会全体の既存システムの変革期。いろいろな選択肢があつて自ら度が高い反面、明確な意思を持っていないと責任で中途半端になつてしまします。自分の立つている場所に向いている方向を確認しつつ、流されずに泳いでいきたいなあと思います。

(総合企画局政策部 鴻巣玲子)

◇個人的なことです。那覇市から派遣修職員として川崎市政策部でお世話になつて早八ヶ月が過ぎました。気が付けばまわりの紅葉が美しく、寒さはあるで沖縄の真冬並みになつてきました。川崎に来たばかりの頃、何をしているのかも分からず「政策情報かわさき」の編集会議に出たのがまるで昨日のようです。結局最後まで事務局らしいことはできませんでしたが、次回は研修生活を振り返つてという内容で私も書くことになつてます。「政策情報かわさき」にふさわしい研修報告が書けるといいのですが……今から不安です。

(総合企画局政策部 神里崇乃)

一 投稿をお待ちしてます

本誌は職員の皆さんが自由に意見を発表し、討論するひろばです。日頃の自主研究の発表の場として、投稿をお待ちしています(執筆は個人・グループのいずれでも構いません)。応募される方は、事前に研究の概要をA4判紙一枚以内にまとめて政策部担当までお送りください。



9784905913856

ISBN4-905913-85-3

C3020 ¥600E



1923020006007

言叢社

定価——(本体 600円+税)

第 13 号
2002 December no.13

政策情報 かわさき

Review of public policy, KAWASAKI CITY

川崎市総合企画局政策部

政策情報かわさき 第13号

2002年 12月1日発行

【編集・発行】川崎市総合企画局政策部

〒210-8577

川崎市川崎区宮本町1番地

TEL.044-200-3708 FAX.044-200-3800

【発売元】有限会社 言叢社

〒101-0065

東京都千代田区西神田2-4-1東方学会本館

TEL.03-3262-4827 FAX.03-3288-3640